

第1章 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範の現場への普及促進に係る調査

Ⅱ．林業

Ⅱ. 林業 目次

本調査の目的	p.2
本書における作業安全規範項目の略称について	p.3
1. 作業安全規範の現場での実践・課題の検証	
1.1. 作業安全規範の現場での実践・課題の検証	
調査概要	p.5
1.1.1. 作業安全規範チェックシートの回答傾向	p.7
1.1.2. 事業者別の取組実態	p.11
1.1.3. 作業安全規範チェックシートの受容性	p.21
1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証	p.27
2. 作業安全規範チェックシートの分析	
調査設計	p.34
2.1. 基礎集計	p.35
2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準	p.45
2.3. 法令等上の義務に対する認識	p.54
3. まとめ	
① 作業安全規範チェックシートの活用に向けた展開	p.65
② 作業安全の取組水準を上げるための支援の方向性	p.66
対応方策の検討	p.67

本調査の目的

- 本調査は作業安全規範の現場での実践・課題の検証及び、全国から提出・回収された作業安全規範チェックシートの分析を行う。
- 両調査より、作業安全規範チェックシートの活用に向けた展開及び、事業者の安全に対する取組水準を上げるための支援の方向性を検討する。

1. 作業安全規範の現場での実践・課題の検証

① 作業安全規範チェックシートの回答傾向

② 事業者別の取組実態

③ 作業安全規範チェックシートの受容性

2. 作業安全規範チェックシートの分析

① 基礎集計

② 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準

③ 法令等上の義務に対する認識

調査の目的

作業安全規範チェックシートの活用に向けた展開を検討する

事業者の取組水準を上げる支援の方向性を検討する

本書における作業安全規範項目の略称について

#	本書における項目略称	作業安全規範における具体的な事項
1	目標設定	1-(1)-① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
2	担当者等選任	1-(1)-② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
3	研修・教育	1-(1)-③ 作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
4	技能・免許等	1-(1)-④ 適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。
5	朝礼・集会等	1-(1)-⑤ 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
6	従事者提案	1-(1)-⑥ 安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。
7	法令遵守	1-(2)-① 関係法令等を遵守する。
8	使用方法理解	1-(2)-② 高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。
9	服装・保護具	1-(2)-③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。
10	健康状態管理	1-(2)-④ 日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。
11	休憩等	1-(2)-⑤ 作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。
12	第三者チェック	1-(2)-⑥ 作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。
13	燃料・薬剤保管	1-(3)-① 燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。
14	機械・刃物保守整備等	1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
15	機械安全	1-(3)-③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。
16	適切な作業分担	1-(4)-① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。
17	高齢者配慮	1-(4)-② 高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。
18	使用方法の明文化・可視化	1-(4)-③ 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。
19	危険個所対応	1-(4)-④ 現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。
20	4S活動	1-(4)-⑤ 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。
21	事故把握等	1-(5)-① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。
22	対策の記録	1-(5)-② 実施した作業安全対策の内容を記録する。
23	労災・補償	2-(1)-① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。
24	事故対応明文化	2-(2)-① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。
25	事業継続	2-(3)-① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

1.1. 作業安全規範の現場での実践・課題の検証

調査概要

調査対象地域・調査対象事業者

- 2地域、全10事業者への調査を行った。
- 経営体規模と安全対策に対する取組水準はある程度相関することを想定し、属性情報として事業者規模別の分類を行った。

調査対象事業者

#	事業者規模	地域
1	50名以上	A
2	50名以上	A
3	50名以上	B
4	10~49名	A
5	10~49名	A
6	10~49名	B
7	10~49名	B
8	10名未満	A
9	10名未満	B
10	10名未満	B

事業者規模の分類について

- 事業者規模分類の目安として、労働安全衛生法 第10 条、第11 条、第12 条及び第12 条の2において規定される、安全に関する担当者の選任義務に基づき以下の3種に分類した。

事業者規模

50名以上

安全管理者・衛生管理者を選任

10~49名

安全衛生推進者を選任

10名未満

選任義務なし

① 作業安全規範チェックシートの回答傾向

- 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業） 事業者向け」における25項目に対し、「○:実施」、「△: 今後、実施予定」、「×:実施していない」、「－:該当しない」の4者択一で回答を求めた。
- 回答の際に判断に迷った項目や、意味の分からなかった個所について聞き取り調査を行った。

② 事業者別の取組実態

- 作業安全規範の取組項目のうち、特に重点的に実態把握が必要な項目について、実施している場合にはその内容や工夫を、実施していない場合にはその背景や課題について聞き取り調査を行った。

③ 作業安全規範チェックシートの受容性

- 作業安全規範チェックシートへの記入後、以下のアンケートを実施。

Q1 これまでに、作業安全規範チェックシートを見たり、チェックをしてみたことはありましたか。

- ①チェックをしたことがあった
- ②チェックをしたことはないが見たことや聞いたことはあった
- ③チェックシートを知らなかった（本調査にて初めて知った）

Q2 上記でチェックを行ってみて、今後、安全対策を改善したいと感じた点がありましたか。

- ①あった
- ②なかった

Q3 今後もチェックシートを活用したいと思いますか。

- ①思う
- ②思わない
- ③その他

Q4 チェックシートに対するご意見や、チェックを行ってみた感想を、以下にご記入ください。

（自由記述）

1.1.1. 作業安全規範チェックシートの回答傾向

ヒアリング対象事業者の作業安全規範チェックシート回答状況

■ ヒアリング対象事業者の作業安全規範チェックシートへの回答は以下の通り。

取組項目	回答者の事業者規模										全国 実施率 ¹
	50名以上			10～49名				10名未満			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1-(1)-① 目標設定	○	○	○	○	○	×	○	○	○	△	81.3%
1-(1)-② 担当者等選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	92.4%
1-(1)-③ 研修・教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.2%
1-(1)-④ 技能・免許等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99.5%
1-(1)-⑤ 朝礼・集会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	98.0%
1-(1)-⑥ 従事者提案	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	91.7%
1-(2)-① 法令遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99.2%
1-(2)-② 使用方法理解	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99.3%
1-(2)-③ 服装・保護具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99.9%
1-(2)-④ 健康状態管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	93.0%
1-(2)-⑤ 休憩等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100.0%
1-(2)-⑥ 第三者チェック	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	71.0%
1-(3)-① 燃料・薬剤保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	98.0%
1-(3)-② 機械・刃物保守整備等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99.2%
1-(3)-③ 機械安全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99.6%
1-(4)-① 適切な作業分担	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	98.4%
1-(4)-② 高齢者配慮	○	△	○	—	○	○	○	—	○	○	88.1%
1-(4)-③ 使用方法の明文化・可視化	○	×	○	○	○	△	○	△	○	△	65.8%
1-(4)-④ 危険個所対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.3%
1-(4)-⑤ 4S活動	○	×	○	○	○	○	○	△	○	○	87.6%
1-(5)-① 事故把握等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	91.9%
1-(5)-② 対策の記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	71.5%
2-(1)-① 労災・補償	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	96.3%
2-(2)-① 事故対応明文化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.3%
2-(3)-① 事業継続	○	無回答	△	×	○	△	○	△	○	△	70.0%

¹「2.2.1. 基礎集計」を参照

1.1.1. 作業安全規範チェックシートの回答傾向

回答判断に迷った項目（1/2）

- チェックシートへの回答に際し、作業安全規範が指す具体的な実施内容が想像できなかった項目について、以下の意見が寄せられた。
- 内容がよく分からず当初は「△:今後、実施予定」或いは「×:実施していない」と回答したが、作業安全規範解説資料と照らし合わせた結果、実際には「○:実施」に該当する場合も散見された。

各項目に寄せられた意見		回答者の 事業者規模	当初の 回答	実際の 取組状況
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。			
「具体的」の基準が分からない。		10~49名	○	○
「災害ゼロ」が基本方針であり、口頭で周知徹底はしている。しかし、製造業等の他業種ではスローガンを掲示することが一般的であるため、それと比較し「×:実施していない」と判断した。また、「無災害」以外の目標を立てるイメージが湧かないが、他にどのような目標設定を想定しているのか。		10~49名	×	○
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。			
本規範において対象とする研修・講習が分からない。		10~49名	○	○
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。			
「免許が必要な業務」は「等」ではなく、すべて記載すべきではないか。また、どの事業体も必ず有資格者しか就かせていないはずだが、ここで問う意味は何か。		10~49名	○	○
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。			
改めて考えると自社は「○:実施」に該当するようだが、具体的な取組内容が分からず、難しく考えすぎてしまった。		10~49名	△	○
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。			
プロセッサ等の取扱説明書は内容が膨大であり、現実的に取扱説明書を確認するとは考えにくい。メーカーの指導で習熟することが一般的ではないか。		10~49名	○	○

1.1.1. 作業安全規範チェックシートの回答傾向

回答判断に迷った項目（2/2）

各項目に寄せられた意見		回答者の 事業者規模	当初の 回答	実際の 取組状況
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。 高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理とは何か。	50名以上	△	△
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。 この設問はリスクアセスメントのことを指しているのか。	50名以上	○	○
1-(4)-⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。 補助事業で問われるような、資材搬入時に発生するゴミの回収や、オイルの処理などは徹底しているが、4S活動という意識で取り組んだことがなく、どう回答すべきか分からなかった。	50名以上	×	○
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。 事故発生時に備えた多能工育成を問っているのか。事業自体が過失責任を問われ、廃業等に陥ることを問うているのか。なお、林業に従事していなくても、重機が使える人間が工場の中にいるため、緊急の配置換えは可能。	10名未満	△	○
	労働安全のチェックとどのような関係性があるのか不明。普段から作業内容は固定化しておらず、欠員が出た場合はその日に応じて作業内容を変更、配置入れ替えなどで対応している。	10～49名	×	○
	方策の例が分からない。班の数も多く、作業人員が不足した場合は他所から応援を呼ぶ体制ができているため、事業継続性が失われるイメージが湧かない。強いて言うならば「－：該当しない」が当てはまるか。	50名以上	無回答	○

1.1.1. 作業安全規範チェックシートの回答傾向 まとめ

- 設問25問のうち9問について、具体的に指すものが分からない等の意見があった。特に、2-(3)-①「事業継続への取組」が、最も回答しづらい項目であった。
- その他、事業者が実際には解説資料に例示されている具体的な取組を実施しているものの、規範項目の表現が馴染まないために未実施と認識された項目も散見された。

最も分かりにくいとの意見が多かった項目

作業安全規範2-(3)-①

事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

規範が求める具体的な取組がどのようなものか理解できなかった項目

作業安全規範1-(1)-①

作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

作業安全規範1-(1)-⑥

安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

作業安全規範1-(4)-⑤

4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

対応方向性

作業安全規範の項目そのものを具体的な表現に改め、林業における実践方法として現実的な内容にする

リーフレット等で具体的な取り組み方を周知する

1.1.2. 事業者別の取組実態

重点的に調査した取組テーマについて

- 法令等上の義務など、一般にどの事業者も行っている取組とは異なり、事業者ごとに取り組み方に差が表れると考えられる以下の6つのテーマ・作業安全規範9項目について重点的に調査した。

取組テーマ		該当する作業安全規範項目	
1	安全に関する担当者の選任状況	1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
2	経営者・責任者向け外部安全講習の受講	1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
3	朝礼や集会等における従事者個人の安全意識を高める取組	1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
		1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。
4	チェーンソーブーツや熱中症対策ウェア等の導入状況	1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。
5	従事者個人の健康状態や気候状況への対応	1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。
		1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。
		1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。
6	緊急時の連絡体制の整備及び従事者・家族への周知方法	2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

1.1.2. 事業者別の取組実態

【取組テーマ1】安全に関する担当者の選任状況

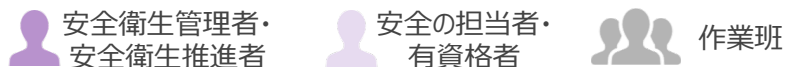
■ 責任者・担当者の選任状況については以下の回答が得られた。

作業安全規範1-(1)-②

知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。

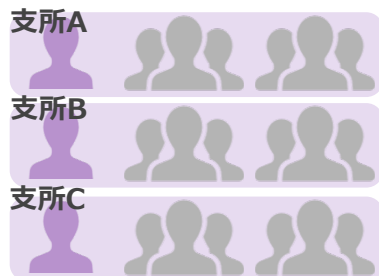
取組概要

- いずれの事業者も基本的には、本部に設置された責任者が現場を指導・パトロールするという体制をとっている。
- 更なる安全管理体制の構築のため、現場の作業管理と安全管理を班長が兼務する、従事者全員が資格を取得するといった工夫もみられる。

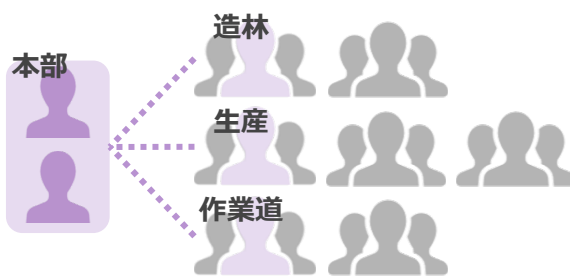


事業者規模50名以上

支所ごとに安全管理者を設置

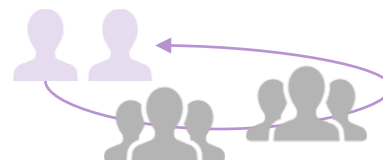


本部の安全管理者+作業種ごとに担当者を設置



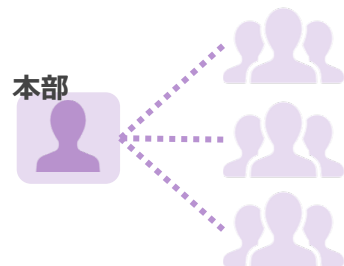
事業者規模10名未満

役員・組合長+担当年で
年に数回パトロール



事業者規模10~49名

本部の安全衛生推進者+
従事者全員が作業主任者の資格を持つ



各班長が安全衛生推進者の資格を保有



常務・主任+フォレストワーカーの
有資格者で安全管理を担当



1.1.2. 事業者別の取組実態

【取組テーマ2】経営者・責任者向け外部安全講習の受講

■ マネジメント層の外部安全講習の受講状況については以下の回答が得られた。

作業安全規範1-(1)-③

作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

取組概要

①経営者・責任者の外部安全講習受講

- 経営者・責任者のみを対象とする講習を受講する場合と、従事者全般が対象となる講習を、経営者も含め全員で受講する場合とがあった。
- また、経営者は参加せず、安全衛生管理者や安全衛生推進者のみ出席する場合もあった。
- 講習の開催頻度は年に1～2回程度であった。

②地域における講習受講の機会

- （対象者が経営者・責任者のみであるかどうかにかかわらず）地域における安全講習の取組として、以下の類型が見られた。
- 林災防等が実施する外部講習は、全事業者に受講経験があった。

類型	具体例	件数
経営者・責任者が対象となる講習を受講	【50名以上】 - 経営者向け研修 - 安全管理者選任時研修 - 労働安全衛生マネジメントシステム研修等に経営者・責任者が出席 【10～49名】【10名未満】 - 経営者向け安全大会、現場安全管理研修会等に経営者・責任者が出席	7件
従事者全般が対象となる講習を受講	【10～49名】【10名未満】 林災防が開催する講習会等に経営者も含め全員で出席	3件

具体例	件数
・ 林災防等の外部講習の機会がある	10件
・ 協同組合の大会や労働基準監督署の管内ごとの取組など、複数事業者が合同で自主的に講習を実施する機会がある	2件

1.1.2. 事業者別の取組実態

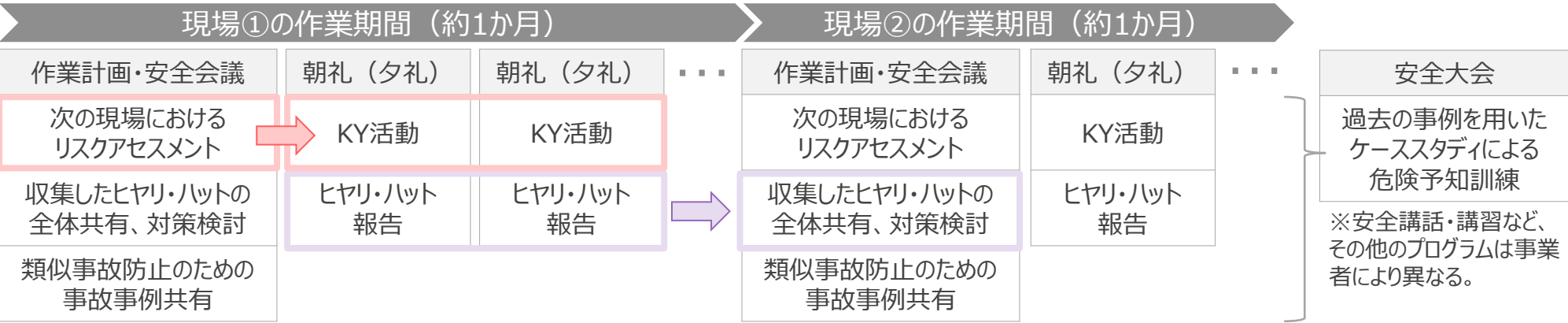
【取組テーマ3】朝礼や集会等における従事者個人の安全意識を高める取組

■ 従事者の提案を促すための定期的な取組は以下の回答が得られた。

作業安全規範1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
作業安全規範1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

取組概要

- 従事者ひとりひとりが自分事として安全に対する意識を持ってもらうための取組として、代表的なものが「KY活動（危険予知活動）」、「リスクアセスメント」、「ヒヤリ・ハット報告」、「類似事故防止のための（他事業者で発生した）事故事例の共有」であり、全ての事業者で何らかの取組が行われていた。
- また、取組を行う機会には「朝礼・夕礼（毎日）」、「作業計画・安全会議（月に1度）」、「安全大会（年に1度）」が挙げられる。これらの機会を利用し、多くの事業者が以下のようなサイクルで取組を実施していた。



一部の事業者は、上記と少し異なる取り組み方であった。具体的な実施内容は以下の通り。

具体例	件数
【10～49名】 ・ 朝礼において、KY活動と併せて簡易的なリスクアセスメントも実施している。（※次頁参照）	1件
【10～49名】【10名未満】 ・ 朝礼では班長を中心にその日の作業の注意事項を共有しているが、KY活動やリスクアセスメントという形式では実施していない。	4件

1.1.2. 事業者別の取組実態

(参考) 各種書式のアイデア

■ 朝礼等で使用する書式の工夫として、以下のような事例が見られた。

KY活動×簡易的リスクアセスメント（朝礼用）

作業内容	〇〇作業												
この作業の潜在危険	XXXX												
リスク見積	<table><tr><th>可能性</th><th>重大性</th><th>リスク評価</th></tr><tr><td>1 ごくまれ</td><td>1 軽傷～不休</td><td>3 以下 小さい</td></tr><tr><td>2 ときには</td><td>2 中度～休業</td><td>4 中程度</td></tr><tr><td>3 ありがち</td><td>3 重度～死亡</td><td>5 以上 大きい</td></tr></table>	可能性	重大性	リスク評価	1 ごくまれ	1 軽傷～不休	3 以下 小さい	2 ときには	2 中度～休業	4 中程度	3 ありがち	3 重度～死亡	5 以上 大きい
可能性	重大性	リスク評価											
1 ごくまれ	1 軽傷～不休	3 以下 小さい											
2 ときには	2 中度～休業	4 中程度											
3 ありがち	3 重度～死亡	5 以上 大きい											
だから私たちはこうする	XXXX												

(参考) リスク評価は可能性と重大性の加算式で行う

		重大性（重篤度）		
		3 重度～死亡	2 中度～休業	1 軽傷～不休
発生の可能性	3 ありがち	6	5	4
	2 ときには	5	4	3
	1 ごくまれ	4	3	2

- … リスク評価：「大きい」
- … リスク評価：「中程度」
- … リスク評価：「小さい」

原因まで深堀したヒヤリハット報告書

作業種	伐倒作業
いつ	●年●月●日 午前 ● 時ごろ
どこで (周囲の状況)	大径木の上で
どうしていた時	枝払いの際、側面の枝を前から後ろに伐った時
ヒヤリとしたこと	地下足袋のゴム部分にチェーンソーの刃が当たった
改善すべき事項	足の置く位置に気を付け、姿勢の良い状態で作業する

☐ よく見えなかった

☐ 見にくかった

☐ よく聞こえなかった

☒ よく確認していなかった

☐ 気がつかなかった

☐ 見落としをしていた

☐ 思い出せなかった

☐ 記憶違いをしていた

☐ すっかり忘れていた

☐ 知らなかった

☐ 分からなかった

☐ 深く考えていなかった

☐ 複雑でわかりにくかった

☐ 事実のとらえ方が悪かった

☐ 予想違いをしていた

☐ 危険だと思っていなかった

☐ 大丈夫だと思った

☐ 仲間の迷惑を考えていなかった

☐ イライラしていた

☐ 嫌な気持ちで作業をしていた

☐ 心配事があり集中できていなかった

☐ 他のことを考えていた

☐ 反復作業で飽きていた

☐ 連続作業で疲れていた

☐ 作業手順を省略した

☐ ふんざりがつかないまま作業した

☐ 面倒くさがって作業した

☐ 力負けした

☒ 身体のバランスを崩した

☐ スピードについていけなかった

☐ 無意識に身体が動いた

☐ 身体が正確に動かなかった

☐ 身体の調子が良くなかった

☐ 寝不足だった

☐ その他 ()

1.1.2. 事業者別の取組実態

【取組テーマ4】チェーンソーブーツや熱中症対策ウェア等の導入状況

■ チェーンソーブーツや熱中症対策ウェア等の導入状況については以下の回答が得られた。

作業安全規範1-(2)-③

作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。

取組概要

①チェーンソーブーツの導入

- 全員に支給しているものの、着用が定着しない事業者が見られた。

類型	具体例	件数
全員が着用している	【10～49名】【10名未満】 支給当初より問題なく全員が着用している。	3件
支給したが定着していない	【50名以上】【10～49名】【10名未満】 - 足首が曲がらない、重たい、斜面歩行が難しいといった理由から着用してもらえない。 - 地下足袋着用を希望する場合は、鉄芯の入ったものにするよう義務付けしている。 - ブーツに履き慣れるための山の歩き方講習会があることは認知しているが、なかなか時間が取れない。	5件
支給していない	【50名以上】【10～49名】 - 履き慣れないブーツでは定着しないことが予見されたので各自の判断に委ねている。 - ただし、地下足袋は鉄芯入りを徹底している。	2件

②ファン付きウェアの導入

- 造林班を中心に、全員に着用が定着している事業者が見られた。

類型	具体例	件数
全員が着用している	【50名以上】【10～49名】【10名未満】 - 従事者全員、或いは造林班全員に支給。 - 支給当初より問題なく全員が着用している。	8件
支給したが定着していない	【10～49名】 刈払い機の肩掛けが通気を塞いでしまう等の理由により熱風がこもってしまい、上手く活用できていない。	2件

③その他の工夫

具体例	事業者規模
ファン付きヘルメットを数名に対し試験的に配布している。	50名以上
毎月の安全会議にて、現場技術員の意見を聞きながら、防護服等の調達を決定している。	50名以上
チェーンソープロテクションパンツはより性能のいいものとして、クラス1のものを選定した ¹ 。	10～49名
冬用に暖房ベストを支給したが、作業性に支障があり定着しなかった。	10～49名

¹ 欧州の安全認証規格EN381-5を指す。クラス0～3までの4段階があるうち、2段階目の性能にある。

1.1.2. 事業者別の取組実態

【取組テーマ5】 従事者個人の健康状態や気候状況への対応

■ 気候状況等もふまえた従事者の健康管理に関する取組については以下の回答が得られた。

作業安全規範1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。
作業安全規範1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。
作業安全規範1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。

取組概要

① 酷暑下での作業への対応

- 熱中症対策として、塩タブレットや経口補水液の携行等は、いずれの事業者も実施していた。
- 作業時間の調整についても、いずれの事業者も実施していた。本部事務所が夏場の一定期間変則的な勤務体系（早朝勤務等）を取り決める場合と、班長判断で調整する場合とがあった。
- 熱中症対策ウェアの導入状況については前頁の「チェーンソーブーツや熱中症対策ウェア等の導入状況」を参照。
- その他、独自の取組が見られた事例は以下の通り。

② 酷寒下・積雪時の作業への対応

- 積雪時の作業が発生する事業者は、防寒具着用、使い捨てカイロの携行、かんじきの準備を徹底している。また、靴下の二重履きなど各自で対策をとっている。

③ 健康状態の管理

- いずれの事業者も、朝礼や昼休憩時には必ず、異常がないかお互いに気遣うようにしていた。
- 朝は事務所に立ち寄らず、作業現場に出勤となることが多いため、基本的に当日の体調不良者への対応や配置転換は班長に委ねられている。

具 thể例	事業者規模	類型	具具体例	件数
ヘルメット表面に高温時に色に変化するシールを貼っている（全員に配布）。他者から見たときに、色に変化していたら休憩を促すといった使い方をしている。	50名以上	健康チェック項目は設けていない	【50名以上】【10～49名】【10名未満】 朝礼時に日報上で健康状態のチェックは行うが健康状態の判断のための細分チェックリストは設けていない。	8件
建設業界で行われている熱中症の安全講習を従事者に受けてもらっている。	10～49名	健康チェック項目を設けている	【50名以上】【10～49名】 「よく眠れたか/おいしくご飯は食べられたか/体調は良いか」を確認（「建防災方式健康KY」を参考）。 - 加えて、体温や味覚症状、下痢の有無など感染症に対応したチェック項目も設けている。	2件

1.1.2. 事業者別の取組実態

【取組テーマ6】緊急時の連絡体制の整備及び従事者・家族への周知方法

■ 緊急時の連絡体制と対応手順に従事者に周知徹底する取組については以下の回答が得られた。

作業安全規範2-(2)-①

事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

取組概要

- ・ 緊急連絡体制図の事務所での掲示、従事者個人への配布（車内に常備）、通話可能地点の確認等はいずれの事業者も実施していた。
- ・ その他、独自の取組が見られた事例は以下の通り。

具体例

事業者規模

- ・ 事務所が事故発生時に現場から第一報を受けることになっているため、事務所内で定期的に緊急連絡のシミュレーションを実施。過去の安全大会では、実際に外から電話をかけて訓練した。
- ・ 無線機も一人一つ所持している。林産班と異なり、作業上相互に連絡を取り合う必要が少ない造林班では意識的に無線機で連絡を取り合うように取り決めている。

50名以上

- ・ ひとり一冊、事業所で独自に作成したマニュアルブックを配布している。マニュアルの中に植付、草刈、重機、伐木造材といった作業種ごとの手順書に加えて、緊急時の連絡体制等も掲載している。
- ・ 緊急対応用の情報として、現場ごとに連絡体制や病院までのルート、携帯電話が繋がるポイントの図面も配布しており、応急処置の方法も図解付きでマニュアルブックに掲載している。

50名以上

- ・ 従事者全員が、被災者へのあて木、人工呼吸など、消防署の協力の下応急処置の訓練をしている。
- ・ 建設業界で行われている熱中症の安全講習を従事者に受けてもらっている。

10～49名

- ・ 労災ヘリ要請ポイントを緯度経度で各現場に設定。現場の図面に書き込み、現場への掲示及び従事者個人への配布を行っている。
- ・ 安全掲示板を作業現場に立てている。事業所の責任者が現場から連絡を受け、森林管理署や病院に連絡をつなげる体制を作成し、配布している。
- ・ 安全大会において、ハチ刺されへの対応、心肺蘇生方法等について、消防署の協力の下訓練している。

10～49名

1.1.2. 事業者別の取組実態 その他の取組

- その他の項目で、特に事業者ごとの取り組み方に差が表れたのは以下の通り。実践上の課題を抱える事業者も一部見られた。

作業安全規範1-(4)-②

高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。

取組概要

回答

具体例

○: 実施

【50名以上】【10～49名】

- 出勤日数の調整など、長時間労働にならないように作業管理を行っている。
- 重機のオペレーターや、平坦な場での作業しか発生しない作業道開設班に配置するなど、作業種を調整することで傾斜地での作業を避けている。

【10～49名】

- 60代の従事者がいるが、経験年数が浅いためにオペレーターとして従事させている（ため、現状は高齢者に配慮した作業管理となっている）。しかし、もし貴重な熟練人材であれば、高齢者であってもチェーンソーでの伐倒作業を担当させる可能性があるだろう。

△: 今後、
実施予定

【10～49名】

- 70代の従事者がいるが、元気な方なので当面は対策を検討していなかった。しかし今後は急傾斜等の危険箇所は担当させないなど、対応を検討したい。

作業安全規範1-(4)-③

安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。

取組概要

回答

具体例

○: 実施

【50名以上】

- 草刈り機、チェーンソー、スイングヤードなど、作業種ごとに作業手順書を作成している。
- 作成者は講師資格も持った組合職員なので、内容の変更が必要であれば随時更新が可能。
- 法令に基づいた内容に加え、経験上注意すべき事項を盛り込んでいる。

【10～49名】

- 一連の作業手順書については、過去に発生した危険な事例に基づく事例集のような形式で、オリジナルのものを作成している¹。
- その他、現場に看板類を掲げている。「近接作業禁止」や架線であれば最大荷重等を表記している。

△: 今後、
実施予定

【10名未満】

- 機械や器具の使用方法についてはメーカー側が本来明文化するものと認識しているが、取扱説明書には目視情報が不足しているので適宜自主的に作成したい。

¹ 他の事業者からは、「機械や器具の使用方法をマニュアル化まで事業主に求めるのは酷である。既存のテキストが十分に存在している。」という意見もあった。

1.1.2. 事業者別の取組実態 作業安全対策実践上の課題

- 作業安全対策実践上の課題として、事業者より以下のような意見が得られた。
- 特に人的資源の不足による課題は、事業者規模との相関性が強く、小規模事業体に共通の課題である可能性が高い。

課題の類型			課題	意見が上がった事業者規模
環境要因	①内部環境	人、物、金、情報	- 有資格者が限定されるため、一人に作業安全をはじめとする様々な責任や業務負荷が重なってしまう。 ※作業安全の責任者・担当者に業務負荷が集中すると、あらゆる安全対策について十分に取り組むことが難しくなる。 - 熟練人材が不足しているため、高齢者の作業負荷を減らせない。	10名未満
	②外部環境	社会環境、物的環境	購入当時、林内作業用のファン付ウェアや暖房ベストについての評価情報が一般に不足していたため、作業性を損なうものを選択してしまった。	10～49名
個人要因	③能力	知識・スキル、理解力・思考力	チェーンソーブーツを着用した状態で斜面を上手く歩行する方法を知らない。	10名未満 10～49名 50名以上
	④心理	意識的/無意識的動機	普段から健康状態に問題がないため、本人から不調を申告されない限りは対処しなくとも問題ないと思われる。 ※高齢者特有の潜在リスクが考慮されていない	10～49名

1.1.3. 作業安全規範チェックシートの受容性 回答結果

- 各設問に対し、以下の回答が得られた。
- なお、Q1について②あるいは③と回答した事業者も、実際にはチェックシートの回答経験があることが、「作業安全規範チェックシートの分析」に使用した帳票から確認できた。¹

設問	事業者規模別回答数		
	50名以上	10～49名	10名未満
Q1 これまでに、作業安全規範チェックシートを見たり、チェックをしてみたことはありましたか。			
①チェックをしたことがあった	1	2	1
②チェックをしたことはないが見たことや聞いたことはあった			1
③チェックシートを知らなかった（本調査にて初めて知った）	2	2	1
Q2 上記でチェックを行ってみて、今後、安全対策を改善したいと感じた点はありましたか。			
①あった	1	1	2
②なかった	2	3	1
Q3 今後もチェックシートを活用したいと思いますか。			
①活用したい	1	1	1
②活用したいと思わない	1	1	
③その他	1	2	2
Q4 チェックシートに対するご意見や、チェックを行ってみた感想を、以下にご記入ください。 （自由記述）			
	※p.24参照		

¹ 林野庁補助事業の取組などにより、ヒアリングした事業者が既にチェックシートの回答経験がある場合もあった。ただし、本事業のすべての調査（① 作業安全規範チェックシートの回答傾向、②事業者別の取組実態、③作業安全規範チェックシートの受容性）において回答者を同一とし、調査精度を向上させるため、再度チェックシートの回答を依頼するなどの対応を講じている。

1.1.3. 作業安全規範チェックシートの受容性

Q2 今後、安全対策を改善したいと感じた点

- 改善したいと感じた点については、「△:今後、実施予定」や「×:実施していない」と回答した項目に対する意見ではなく、現状取り組んでいる内容をより強化したいといった内容であった。
- 改善したいと感じた点がなかった事業者からは、「既に取り組めている」、「改善するための具体的な方策が読み取れない」といった意見が得られた。

今後、安全対策を改善 したいと感じた点が	回答理由	回答者の 事業者規模
① あった	作業班ごとに配置換えは出来るようにしてあるが、事故で従事できなくなったことがないので、事故発生後の事業継続についてよく検討したいと思った。	50名以上
	従業員に対する教育について、現在も実施徹底しているが、更に深掘したほうが良いように感じた。製造業のようにマニュアルに沿った機械操作を徹底すれば安全という世界ではない。	10～49名
	日々の朝礼での安全点検や、毎月の現場確認をしながらの安全会議など、既に取り組は実施しているが、更に継続性を強化したいと思った。	10名未満
	これまでも手探りで取り組んできているが、やはり安全対策としてどうあるべきか曖昧な部分もあると感じている。	10名未満
② なかった	既に全項目について実施している。多段階評価であれば改善点が見つかったかもしれない。	50名以上
	独自に取り組んでいるため、本規範の記載に沿った改善がイメージできない。	50名以上
	既に全項目について取り組んでいるため、本規範の記載に沿った改善がイメージできない。	10～49名
	既に全項目について取り組んでいるため、本規範の記載に沿った改善がイメージできない。	10～49名
	各項目に具体性が欠けているため、改善したい点を感じにくい。	10～49名
	既に独自に取り組んでいるため、本規範の記載に沿った改善がイメージできない。	10名未満

1.1.3. 作業安全規範チェックシートの受容性

Q3 今後の活用意向

- 作業安全対策の実施状況をマルやバツで判定することにより、対策の抜け漏れを確認するような点検票としての使い方には、いずれの事業者も否定的であった。
- 一方、責任者・管理者目線での安全対策項目について従事者全員で共有する目的など、作業安全全般に対する意識付けとして使うものとしては有効ではないかという意見が得られた。

今後もチェックシートを	回答理由	回答者の事業者規模
① 活用したい	当たり前のことが多いが、チェックすることで再認識ができる。	50名以上
	年に1～2回程度、安全大会等で従業員から意見を求めるものとして使える。日々の朝礼等では使えない。	10～49名
	年に1～2回程度、従業員全体に何か気づきを得てもらうための教材として使える。	10名未満
② 活用したいと思わない	Q2 改善したいと思った点がないため	50名以上
	Q2 改善したいと思った点がないため	10～49名
③ その他	現状はほぼ実施しているので、定期的にチェックするという使い方であれば活用したい。	50名以上
	新たな対策や、他社事例を参考にできる情報が得られるものであれば取り入れていきたい。	10～49名
	チェックシートのようなものは導入していないが、朝礼で使えるものがあれば活用したい。	10～49名
	地域で行っている安全パトロールなどで認識をそろえる目的では使えるかもしれない。	10名未満
	朝礼で使用可能な範囲であれば、暗黙の了解となっている事項の確認としてチェックリストのようなものがあれば使用したい。	10名未満

1.1.3. 作業安全規範チェックシートの受容性

Q4 その他の意見

■ その他、以下の改善意見が得られた。

カテゴリ	回答理由	回答者の事業者規模
段階的な評価設定	各項目について実施できていない作業安全対策が多い事業者は、すべて一度に行うことは人員や資金などの理由で困難かと思う。義務・努力義務・重要度・優先順位欄などを設けて確認、ひとつずつ確実に実施定着させて行くべきではないか。	50名以上
	各項目の実施状況について「実施しているが十分ではない、改善の余地がある」のような回答ができる方が良いのではないか。	10～49名
表現の分かりやすさ	以下の2点のため、内容が理解しがたいと考える。 ①抽象的な表現が多い ②複数の内容が1項目にまとめてある	10～49名
	すべての項目について具体的な内容を説明する必要はないが、重点的な項目については深掘りした記載があった方が良さそう。	10～49名
用途別チェックシート	「朝礼用」「作業現場開始時用」「安全大会用」など、用途ごとに粒度を変えたチェックシートを展開してはどうか。	10～49名
その他	まだ活用普及の初期段階であり、毎年1～2回使っていくうちに、より具体的な修正意見が出せるだろう。（※年1～2回の安全大会で活用できると想定した上での意見）	10～49名

1.1.3. 作業安全規範チェックシートの受容性 まとめ

- 事業者が想定する活用方法は主に以下の二つと考えられ、それらの活用方法に応えるためには、次の点を工夫する必要がある。

1	安全大会用の研修資料としての活用	2	点検票としての活用
目的	定期的に、マネジメント層の観点を全従事者と共有する。	目的	- 事業所の取組水準を可視化する。 - 未実施であった項目について、今後実施できないか事業所内で検討する。
事業者からの現状評価	事業全体に対する安全対策項目が並んだフォーマットなので、認識の共有という点では活用可能性がある。	事業者からの現状評価	- 既にほとんどの項目が実施済みである。 - 各項目の記載内容が抽象的なため改善案が打ち出しにくい。
改善要望	- 特に重点的な項目や、今の表現では分かりにくい項目についてはもう少し具体的な記載を追加する。 - 安全大会で使われることを想定し、マルバツ評価だけではなく、「どのようにすれば改善されると思うか」など、従事者が考えて記入できるようなワークシートを作成する。	改善要望	- レベル別の評価項目を設けるなどして、「実施しているが、十分ではない」という状態を自己評価できるようにする。 - 朝礼や月に一度の安全会議でも使えるような粒度にブレイクダウンしたひな形も展開する。

1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証

1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証 調査概要

- 2地域、9名に対し、作業安全規範の取組項目に沿った取組実態と、作業安全規範チェックシートの受容性について調査を行った。
- 一人親方においては雇用者を持たないことにより、規範項目に該当しない、あるいは従事形態的に取り組むことが現実的ではない項目もあるため、各人の実態に沿った取り組み方に読み替える形で回答を求めた。

調査対象者

#	経験年数	地域	従事形態
1	40年以上	ア	家族経営
2	10~20年	イ	組織経営 ※林業研究グループ等 の一人親方組織
3	10~20年	イ	
4	5~10年	イ	
5	5~10年	イ	
6	5~10年	イ	
7	5~10年	イ	
8	5年未満	イ	
9	5年未満	イ	

調査設計

① 作業安全対策の取組実態

- ・ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」の取組項目に沿って、一人親方としての取組実態について聞き取り調査を行った。
- ・ 雇用者に対する事業者としての義務や組織的な従事形態を前提とした項目については、各人の実態に沿った取り組み方に読み替える形で意見を求めた。

※一部、回答者の作業実態において全く該当しない項目についてはヒアリング対象外とした。

② 作業安全規範チェックシートの受容性

- ・ 一人親方の立場から、作業安全規範チェックシートを活用することの可否、また活用する場合の有用性について聞き取り調査を行った。
- ・ 一人親方においては口頭による情報共有が基本とされていることを前提に、明文化や文書の活用による作業安全対策の可能性についても併せて聞き取りを行った。

1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証

① 作業安全の取組実態（1/4）

■ 作業安全規範における各項目について、下のような意見が寄せられた。

各項目の取組実態として寄せられた意見		回答者の 従事形態
1-(1)-① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。 家族経営のため、特に意識したことがない。		家族経営
	作業班として意識したことはないが、個人ではその日の作業において注意すべき点を毎朝考えるようにしている。	組織経営
1-(1)-② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。 家族経営のため、特に意識したことがない。		家族経営
	熟年者を中心に安全対策を積極的に推進しているが、基本的には各自の責任で取り組むことである。	組織経営
1-(1)-③ 作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。 かつて、森林組合に所属しており、安全を管理する立場も経験していたため実践できている。 林業研究グループが実施しているワークショップや安全研修会に参加している。		家族経営
	講師として地域の安全講習会で指導することを通じて新しい知見や情報の収集に努めている。	組織経営
		うち2名
	他の事業体での取組事例を調べたり、地域で実施される安全講習を積極的に受講したりすることで、仲間にも情報共有している。	うち2名
1-(1)-④ 適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。 かつて、森林組合に所属しており、資格は取得済み。		家族経営
	刈払い機やチェーンソーの使用に必要な講習は受講している。	組織経営
1-(1)-⑤ 職場での朝礼や定期的な集会により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。 朝にその日の作業計画と注意事項は共有するが、家族経営のため特に意識したことはない。		家族経営
	朝礼を必ず実施し、その日の作業の注意点も共有している。	組織経営
1-(1)-⑥ 安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。 適宜、注意事項は共有するが、家族経営のため特に意識したことはない。		家族経営
	他の人の服装や作業中の足回りなど、周りをよく見て、現場で気づいたことは指摘するように心がけている。	組織経営
	経験年数が浅い人が多いので、まだ森林組合等の大きな組織のように積極的に提案を促すような仕組みが班内で作れていないように思う。	うち1名

1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証

① 作業安全の取組実態（2/4）

■ 作業安全規範における各項目について、下のような意見が寄せられた。

各項目の取組実態として寄せられた意見		回答者の 従事形態
1-(2)-①	関連法令等を遵守する。	
※ヒアリング対象外のため割愛		
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
	かつて、森林組合に所属しており、安全を管理する立場も経験していたため熟知している。	家族経営
	安全講習や専門書等を通じて資機材の利用方法については理解している。ただ、取扱説明書については購入時と修理時に参照するものの、適切な使用方法の理解のために確認することはないのではないか。	組織経営
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
	ファン付ウェアは汚れのケアが面倒なので着ていないが、ヘルメットや下肢防護衣など基本的な装備は備えている。	家族経営
	ヘルメットや下肢防護衣など、基本的な装備はすべて備えている。	組織経営
	ファン付ウェアを購入しており、周囲にも推奨している。	うち1名
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
	家族経営のため健康管理を意識したことはないが、健康診断は受診している。	家族経営
	健康管理は各自で行う。	組織経営
	健康診断を毎年必ず受診している。	うち7名
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を取る。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
	水分・塩分の補給、タオルの携帯など、各自で熱中症対策を行っている。	家族経営
	水分・塩分の補給、タオルの携帯など、各自で熱中症対策を行っている。	組織経営
	自身が年長者であることを踏まえ、作業現場では自分から休憩を取りたい旨を発信することで、作業班全員が頑張りすぎないように気を遣っている。	うち1名
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
※ヒアリング対象外のため割愛		

1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証

① 作業安全の取組実態（3/4）

■ 作業安全規範における各項目について、下のような意見が寄せられた。

各項目の取組実態として寄せられた意見		回答者の 従事形態
1-(3)-① 燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。 終業後は必ず燃料を倉庫内の所定の位置にしまうようにしている。 終業後は必ず燃料を倉庫内にしまうようにしている。 倉庫内で燃料を置く場所を決めている。		家族経営
		組織経営
		うち6名
1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。 日々必ず行うようにしている。 次の始業前までには必ず行うようにしている。		家族経営
		組織経営
1-(3)-③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。 ※ヒアリング対象外のため割愛		
1-(4)-① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。 家族経営のため特に意識したことはない。 朝礼時に各自の経験や体格を考慮して、適切な作業担当箇所をお互いに提案し合うようにしている。		家族経営
		組織経営
1-(4)-② 高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。 従事者が自身も含め高齢者のみであるため、自身の体調管理に留まる。 高齢者はいないため、該当なし。		家族経営
		組織経営
1-(4)-③ 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。 家族経営という従事形態上、不要と考えているため実施していない。 現状は研修でカバーできていると考えるため、まだ実施していない。		家族経営
		組織経営
1-(4)-④ 現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。 家族経営のため、口頭で危険個所の共有を行うにとどまる。 事前に代表者が踏査し、朝礼時に危険個所の共有を行う。		家族経営
		組織経営
1-(4)-⑤ 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。 資機材の整理・整頓を行う際に、特に4 S活動として意識したことはない。 資機材の整理・整頓を行う際に、特に4 S活動として意識したことはない。		家族経営
		組織経営

1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証

① 作業安全の取組実態（4/4）

■ 作業安全規範における各項目について、下のような意見が寄せられた。

各項目の取組実態として寄せられた意見		回答者の 従事形態
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
	家族経営のため、口頭でヒヤリ・ハットの共有を行うにとどまる。	家族経営
	朝礼や昼休憩等のタイミングでヒヤリ・ハットを積極的に共有しているが、収集・分析まで行う仕組みは作っていない。	組織経営
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
	家族経営という従事形態上、不要と考えているため実施していない。	家族経営
	作業現場の移り変わりが激しいため、不要と考えている。	組織経営
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
	夫婦で民間の傷害保険に加入している。	家族経営
	全員が労災保険に特別加入している。	組織経営
	労災保険に追加で、民間の傷害保険等に参加している。	うち4名
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。 ※ヒアリング対象外のため割愛	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。 ※ヒアリング対象外のため割愛	

1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証

② 作業安全規範チェックシートの受容性

- 作業安全規範チェックシート及び、文書化・明文化による作業安全対策については、現状の従事形態から考えても活用できる可能性があまり感じられないといった意見が多かった。
- 一方、朝礼時に用いることのできるチェックリストがあれば活用したいとの意見もあった。

		回答者の従事形態
作業安全規範 チェックシートに 対する意見	• いずれの項目も、自伐林家の立場で読み替えることが難しい。 • かつて森林組合所属時に自分自身で安全指導を行う立場にいたので、取り組むべき事項は熟知している。活用したいと思わない。	家族経営
	• 個別規範のどの項目も自主的な研修や行政、林災防等の安全講習で学ぶ当たり前のことが多いので、必要と感しない。	組織経営
文書化・明文化 による作業安全 対策に対する 意見	• 家族従事のため、口頭共有以外の方法は考えられない。	家族経営
	• 現状、朝礼でもチェックシートのようなプリントは使っていない。 • 団体で従事する場合も、人数が少ないため必要性が感じられない。 • 作業負荷を考えると、研修を充実させることの方が重要である。 • 請け負う現場の移り変わりが激しいため、安全対策の記録については活用可能性が低い。 • 朝礼用のチェックリストならば活用可能性がある。遅刻者が出る場合や、代表者が不在の場合などに確認すべき項目に漏れがないよう、所定の様式を持っておけると安心。	組織経営

2. 作業安全規範チェックシートの分析

調査設計

- 林業分野については、以下の手法により抽出し、作業安全規範チェックシートの回答傾向の分析を行った。

作業安全規範チェックシートの回答項目

属性情報

項目	回答方式
経営体名	・ 自由記述
代表者氏名 ¹	・ 自由記述
雇用の有無	・ 雇用「有」か「無」にマルをつける
事業区分（作業種）	・ 「素材生産」「造林・保育」のうち当てはまるものすべてにマルをつける ・ 加えて、「その他」の事業を行う場合はその内容を自由記述
所在地（都道府県）	・ 回答欄はないが、各県で取りまとめ回収したため情報として付随

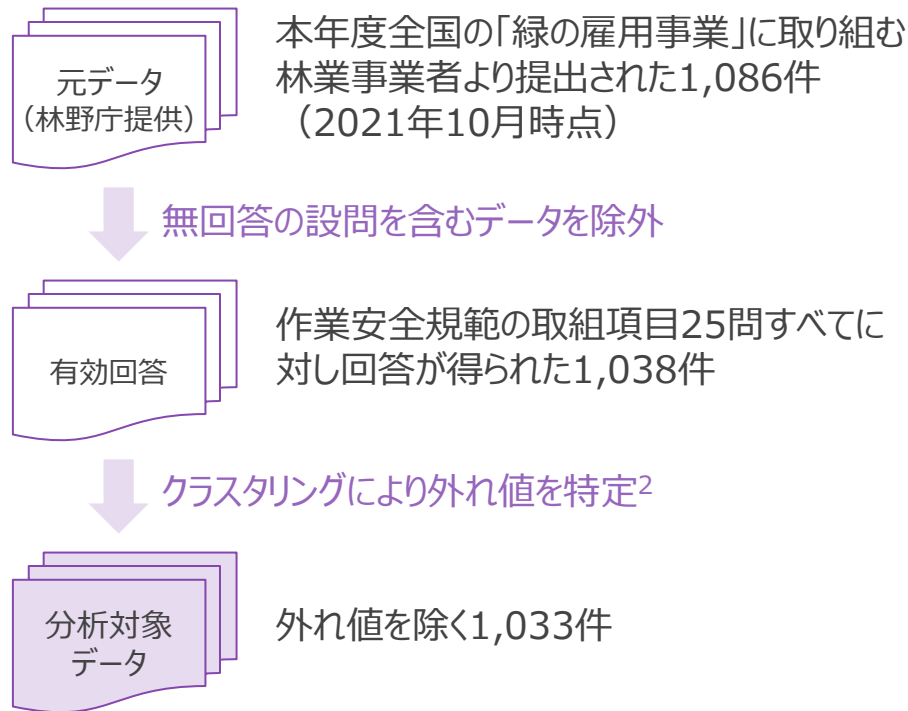
作業安全規範の取組項目

- ・ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」における25項目に対し、「○：実施」「△：今後、実施予定」「×：実施していない」「－：該当しない」の4者択一で回答

¹ 本調査では使用しない。

分析対象データについて

以下フローにより、抽出を行った。

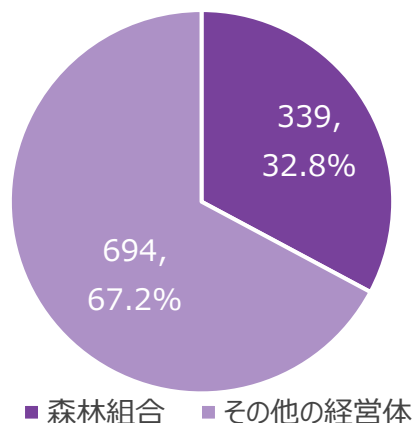


² k平均法によるクラスタリング試行を重ね、データの一つしか含まないクラスタを探索した。

2.1. 基礎集計 分析対象基礎データ

■ 分析対象である1,033事業者の基礎情報は以下の通り。

集計対象に占める森林組合の数



事業区分別の事業者数

事業区分	事業者数	割合
素材生産/造林・保育を行うと回答 ¹	1,009	97.7%
うち、いずれも行うと回答	650	
うち、素材生産のみ行うと回答	287	
うち、造林・保育のみ行うと回答	72	
無回答・記入漏れ ²	24	2.3%
計	1,033	100.0%

¹ 素材生産/造林・保育の他に、作業道開設や特殊伐採など、その他の事業も行う事業者もこちらに含まれる。

² 「その他の事業」のみ回答した事業者もいたが、いずれも素材生産/造林・保育事業を行うことがWebサイト等で確認できたため、記入漏れと判断した。

雇用有/無別の事業者数

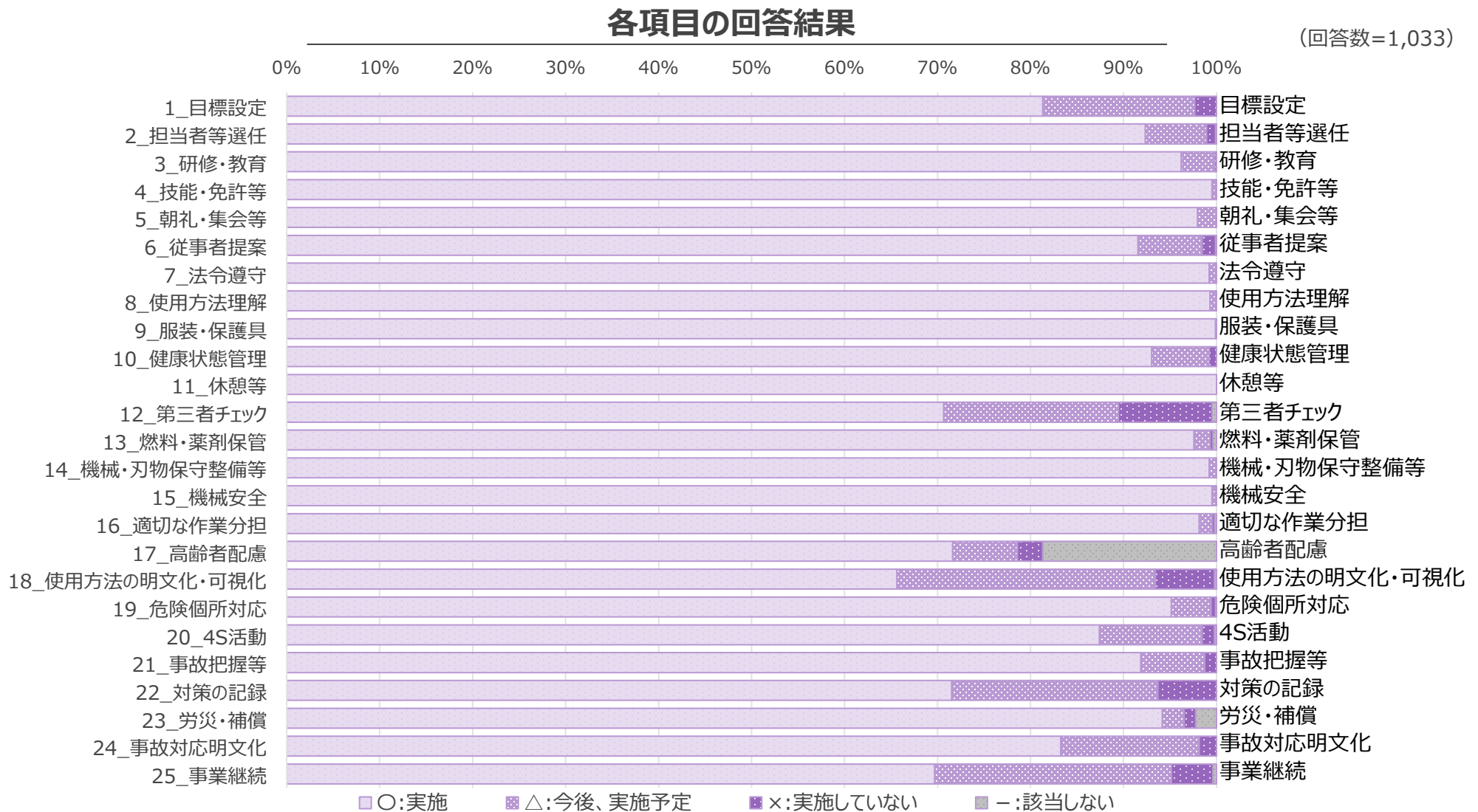
区分	事業者数	割合
雇用有	1,015	98.3%
雇用無	3	0.3%
無回答	15	1.5%
計	1,033	100.0%

都道府県別の事業者数

北海道	48	石川県	8	岡山県	23
青森県	28	福井県	13	広島県	27
岩手県	36	山梨県	15	山口県	9
宮城県	13	長野県	55	徳島県	16
秋田県	40	岐阜県	33	香川県	4
山形県	27	静岡県	36	愛媛県	25
福島県	36	愛知県	11	高知県	53
茨城県	17	三重県	15	福岡県	20
栃木県	14	滋賀県	4	佐賀県	9
群馬県	30	京都府	13	長崎県	11
埼玉県	7	大阪府	4	熊本県	41
千葉県	9	兵庫県	27	大分県	30
東京都	8	奈良県	14	宮崎県	44
神奈川県	12	和歌山県	16	鹿児島県	51
新潟県	26	鳥取県	24	沖縄県	3
富山県	14	島根県	14	計	1,033

2.1. 基礎集計 全体回答結果（1/2）

■ 1,033事業者の回答結果は以下の通り。



2.1. 基礎集計 全体回答結果（2/2）

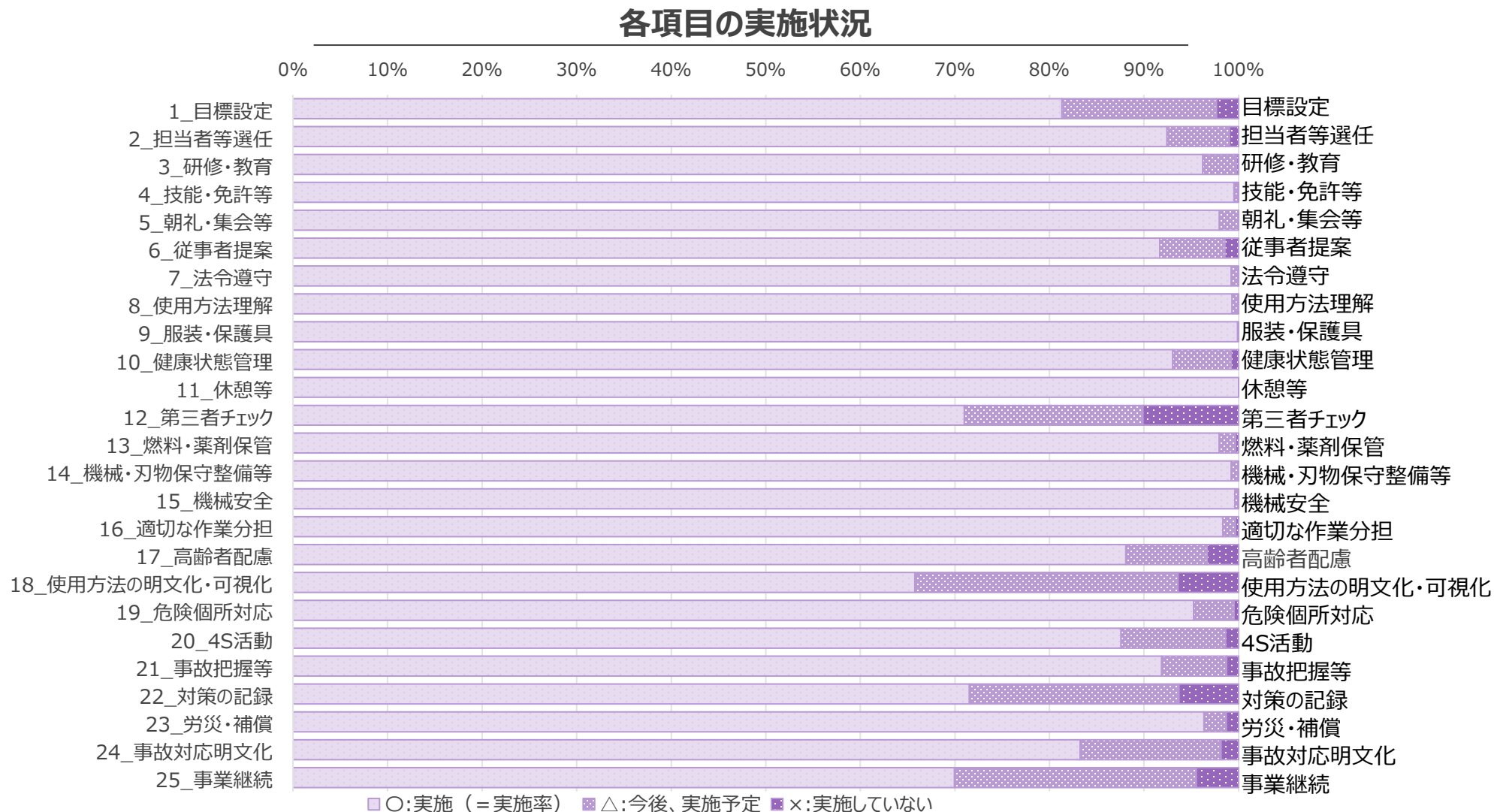
■ 1,033事業者の回答結果は以下の通り。

取組項目	○:実施		△:今後、実施予定		×:実施していない		-:該当しない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 目標設定	840	81.3%	169	16.4%	24	2.3%	0	0.0%
2 担当者等選任	954	92.4%	68	6.6%	10	1.0%	1	0.1%
3 研修・教育	994	96.2%	37	3.6%	2	0.2%	0	0.0%
4 技能・免許等	1,028	99.5%	4	0.4%	1	0.1%	0	0.0%
5 朝礼・集会等	1,012	98.0%	21	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
6 従事者提案	946	91.6%	71	6.9%	15	1.5%	1	0.1%
7 法令遵守	1,025	99.2%	7	0.7%	1	0.1%	0	0.0%
8 使用方法理解	1,026	99.3%	6	0.6%	1	0.1%	0	0.0%
9 服装・保護具	1,032	99.9%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
10 健康状態管理	961	93.0%	64	6.2%	8	0.8%	0	0.0%
11 休憩等	1,033	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12 第三者チェック	730	70.7%	194	18.8%	104	10.1%	5	0.5%
13 燃料・薬剤保管	1,008	97.6%	18	1.7%	3	0.3%	4	0.4%
14 機械・刃物保守整備等	1,025	99.2%	8	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
15 機械安全	1,028	99.5%	4	0.4%	0	0.0%	1	0.1%
16 適切な作業分担	1,014	98.2%	14	1.4%	3	0.3%	2	0.2%
17 高齢者配慮	740	71.6%	72	7.0%	28	2.7%	193	18.7%
18 使用方法の明文化・可視化	678	65.6%	287	27.8%	66	6.4%	2	0.2%
19 危険個所対応	983	95.2%	44	4.3%	5	0.5%	1	0.1%
20 4S活動	903	87.4%	114	11.0%	14	1.4%	2	0.2%
21 事故把握等	949	91.9%	71	6.9%	13	1.3%	0	0.0%
22 対策の記録	739	71.5%	229	22.2%	65	6.3%	0	0.0%
23 労災・補償	973	94.2%	24	2.3%	13	1.3%	23	2.2%
24 事故対応明文化	860	83.3%	154	14.9%	19	1.8%	0	0.0%
25 事業継続	720	69.7%	263	25.5%	46	4.5%	4	0.4%

※データバーは、各選択肢の選択率を設問間で比較しやすいよう補助的に示した。各設問における回答結果の相対値として正しい表示ではないことに留意されたい。

2.1. 基礎集計 項目別の実施率（1/2）

■ 各項目について、母数から「－：該当しない」と回答したものを除外し、実施率を算出した。



2.1. 基礎集計 項目別の実施率（2/2）

■ 各項目について、母数から「－：該当しない」と回答したものを除外し、実施率を算出した。

取組項目	○：実施（＝実施率）	△：今後、実施予定	×：実施していない
1 目標設定	81.3%	16.4%	2.3%
2 担当者等選任	92.4%	6.6%	1.0%
3 研修・教育	96.2%	3.6%	0.2%
4 技能・免許等	99.5%	0.4%	0.1%
5 朝礼・集会等	98.0%	2.0%	0.0%
6 従事者提案	91.7%	6.9%	1.5%
7 法令遵守	99.2%	0.7%	0.1%
8 使用方法理解	99.3%	0.6%	0.1%
9 服装・保護具	99.9%	0.1%	0.0%
10 健康状態管理	93.0%	6.2%	0.8%
11 休憩等	100.0%	0.0%	0.0%
12 第三者チェック	71.0%	18.9%	10.1%
13 燃料・薬剤保管	98.0%	1.7%	0.3%
14 機械・刃物保守整備等	99.2%	0.8%	0.0%
15 機械安全	99.6%	0.4%	0.0%
16 適切な作業分担	98.4%	1.4%	0.3%
17 高齢者配慮	88.1%	8.6%	3.3%
18 使用方法の明文化・可視化	65.8%	27.8%	6.4%
19 危険個所対応	95.3%	4.3%	0.5%
20 4S活動	87.6%	11.1%	1.4%
21 事故把握等	91.9%	6.9%	1.3%
22 対策の記録	71.5%	22.2%	6.3%
23 労災・補償	96.3%	2.4%	1.3%
24 事故対応明文化	83.3%	14.9%	1.8%
25 事業継続	70.0%	25.6%	4.5%

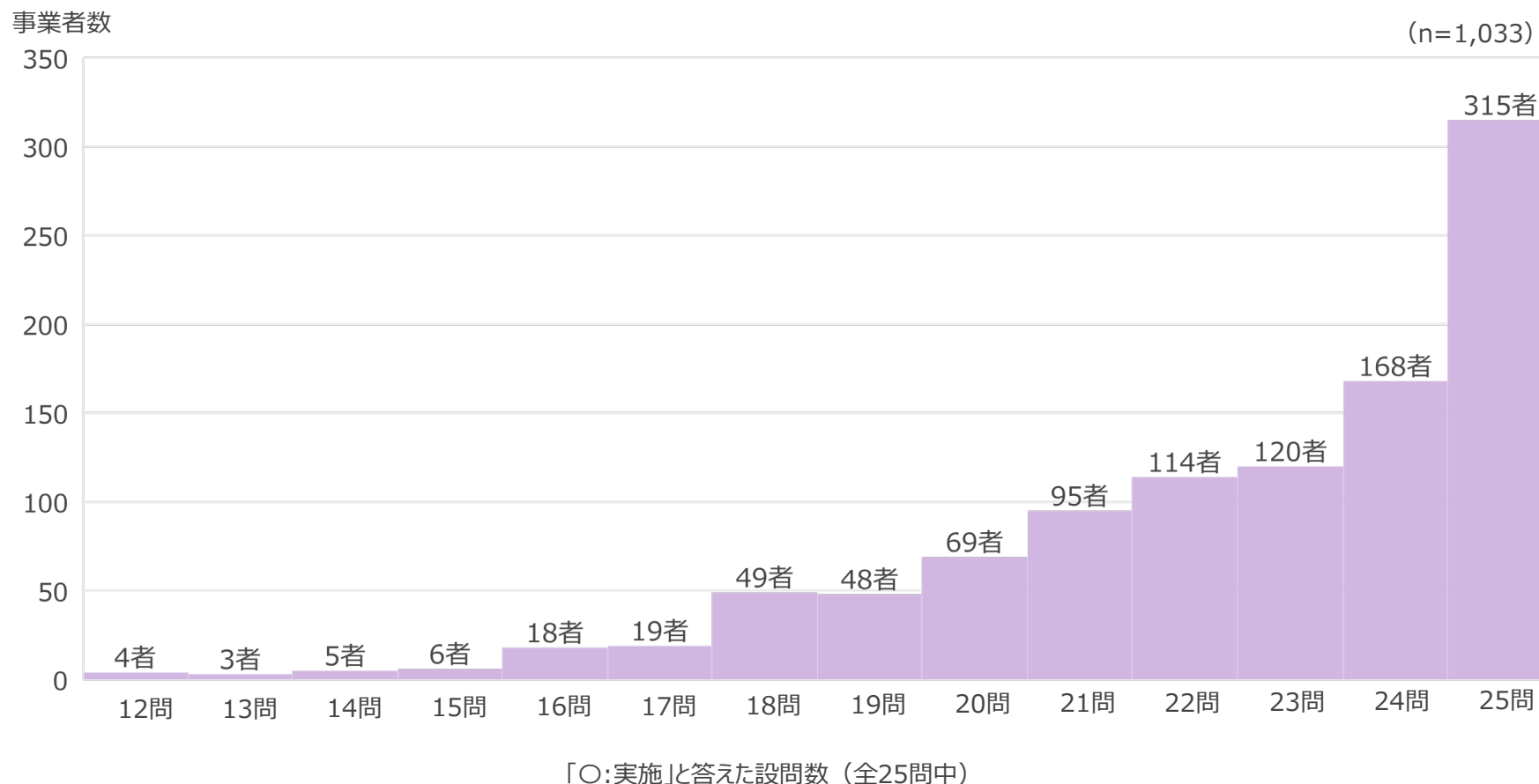
※データバーは、各選択肢の選択率を設問間で比較しやすいよう補助的に示した。各設問における回答結果の相対値として正しい表示ではないことに留意されたい。

2.1. 基礎集計

事業者ごとの実施率と分布

- 「○:実施」と答えた設問数別に事業者の分布を示すと、以下の通り。多くの事業者が全項目に「○:実施」と回答している。

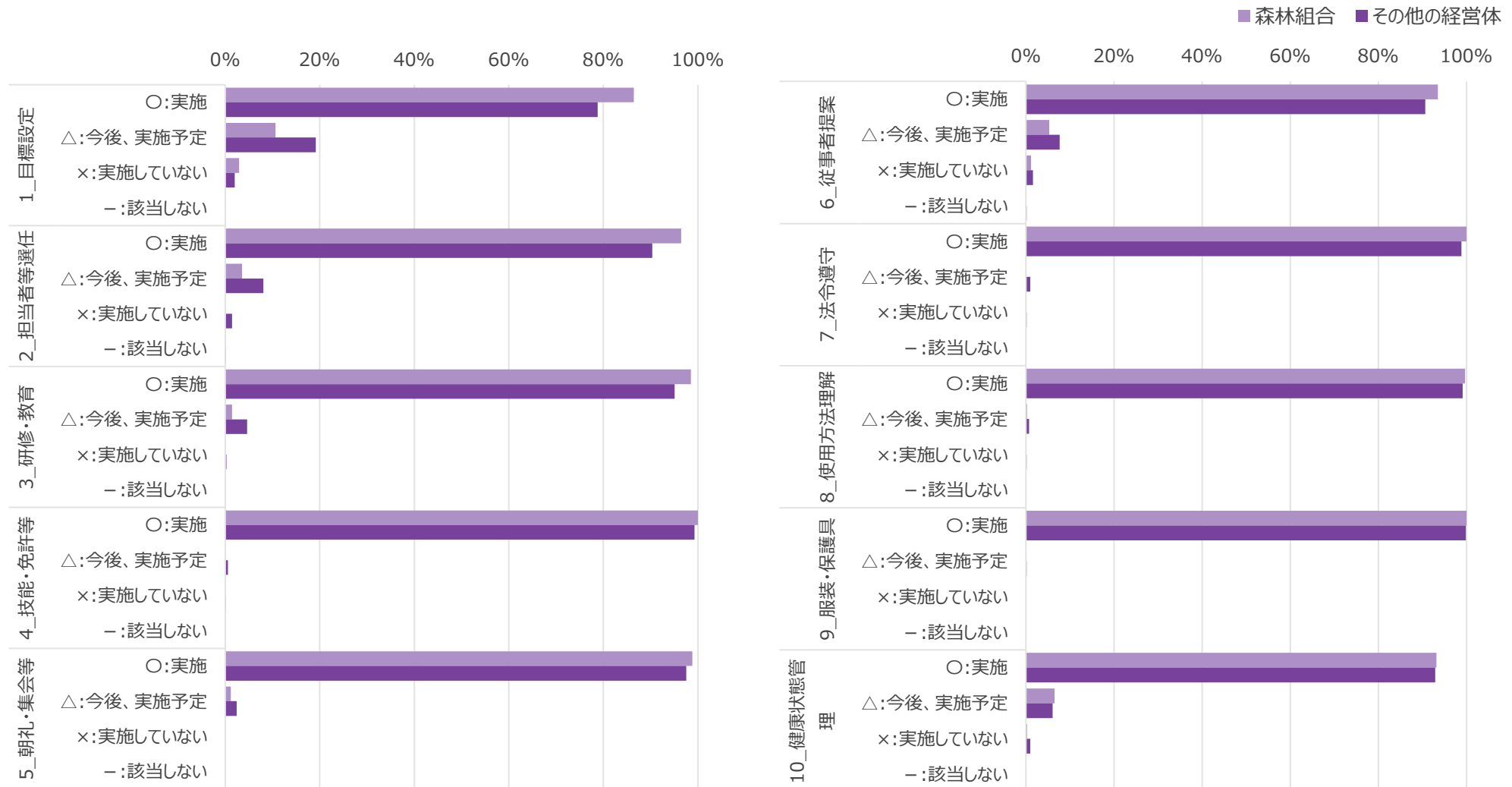
全25問中「○:実施」と答えた設問数別 事業者の分布



2.1. 基礎集計

森林組合とその他の事業者との比較（1/3）

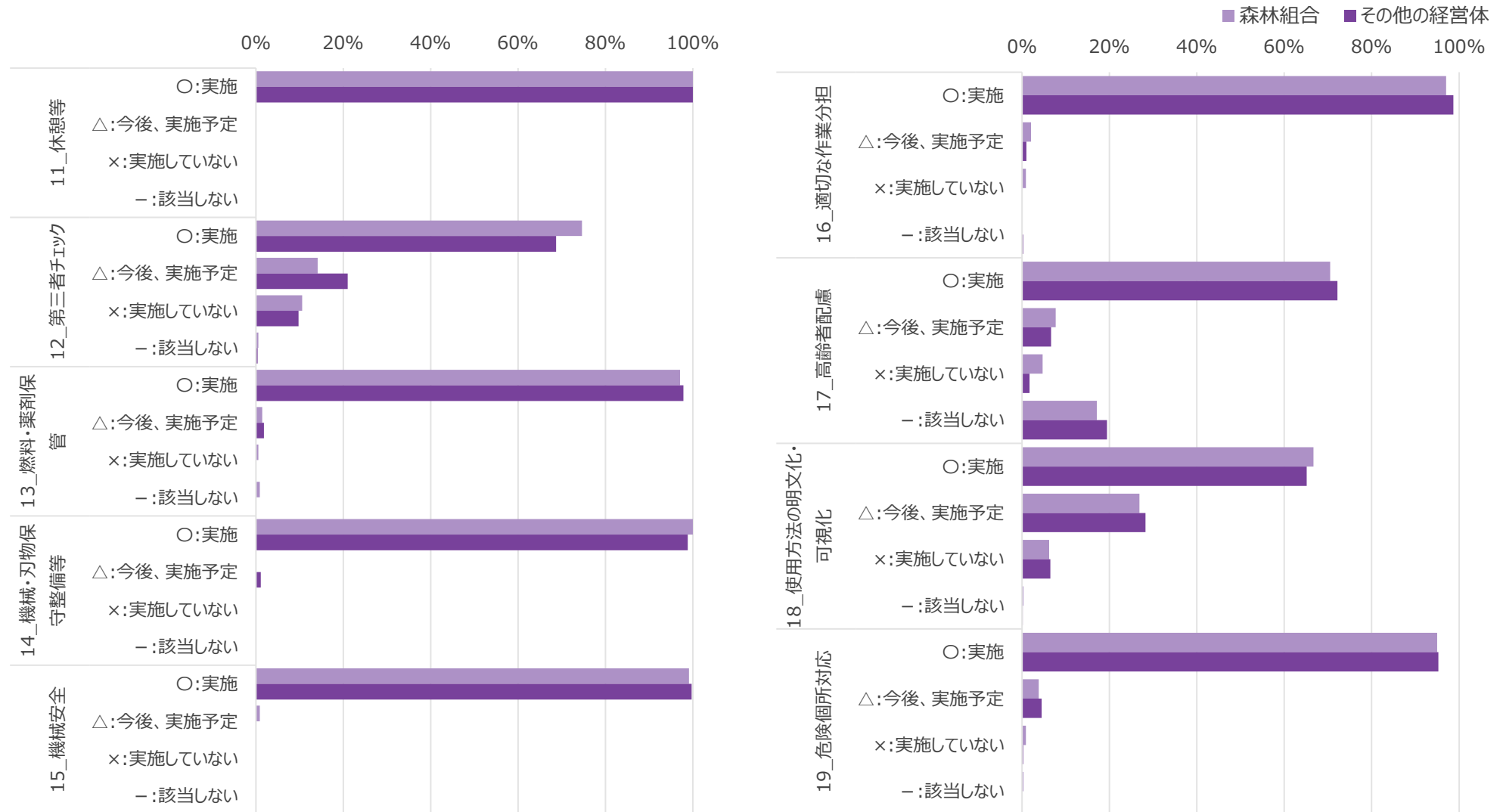
■ 森林組合とその他の事業者との間で、回答傾向に大きな差は見られなかった。



2.1. 基礎集計

森林組合とその他の事業者との比較（2/3）

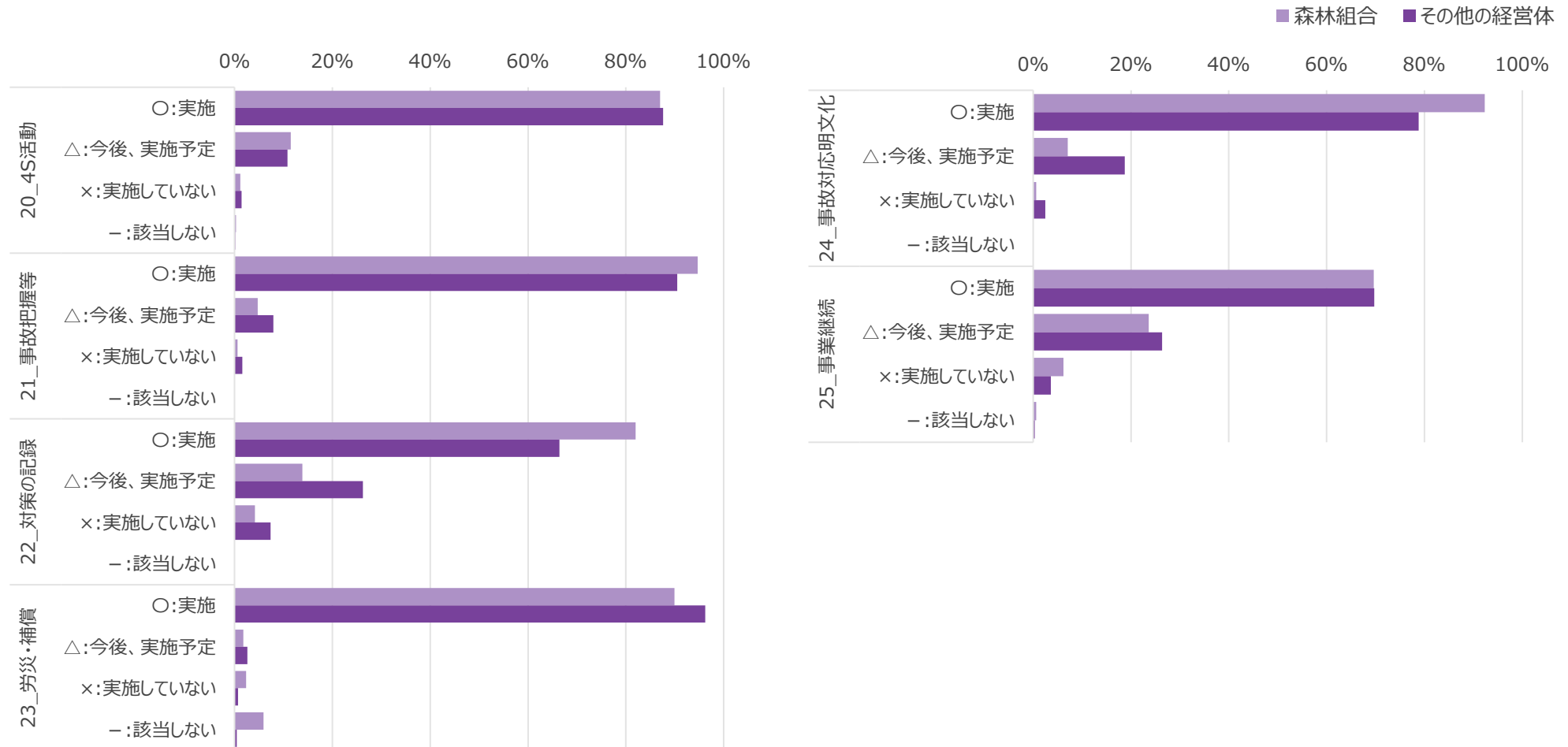
■ 森林組合とその他の事業者との間で、回答傾向に大きな差は見られなかった。



2.1. 基礎集計

森林組合とその他の事業者との比較（3/3）

■ 森林組合とその他の事業者との間で、回答傾向に大きな差は見られなかった。



2.1. 基礎集計 まとめ

■ 全国における回答傾向から、以下のことが読み取れた。

回答者の
基本属性ごとの
回答傾向

- 素材生産事業に携わる事業者が大宗を占めており、作業種による回答傾向の違いは分析できなかった。
- ほぼすべての回答者が雇用有の事業者であるため、雇用有無による回答傾向の違いは分析できなかった。
- 森林組合とその他の事業者との間で回答傾向に差は見られない。

回答者全体の
回答傾向

- 回答者の多くが、ほぼすべての設問に対して「○:実施」と回答している。
- 実施率が特に高いのは、「11_休憩等」(100%)、「9_服装・保護具」(99.9%)、「15_機械安全」(99.6%)、「4_技能・免許等」(99.5%)、「8_使用方法理解」(99.3%)、「7_法令遵守」(99.2%)などである。
- 実施率が低いのは「18_使用方法の明文化・可視化」(65.8%)、「25_事業継続」(70.0%)、「12_第三者チェック」(71.0%)、「22_対策の記録」(71.5%)である。

取組項目	実施率 ¹	法令等上の義務 ²
11 休憩等	100.0%	一部有
9 服装・保護具	99.9%	有
15 機械安全	99.6%	有
4 技能・免許等	99.5%	有
8 使用方法理解	99.3%	一部有
5 法令遵守	99.2%	有
...		
22 対策の記録	71.5%	無
12 第三者チェック	71.0%	無
25 事業継続	70.0%	無
18 使用方法の明文化・可視化	65.8%	無

法令等上の義務を含む項目
を中心に実施率が高い

法令等上の義務を含まない
項目の実施率が低い

- 「17_高齢者配慮」について、「－:該当しない」と回答した割合が大きかったが(18.7%)、これは高齢者を雇用していない事業者による回答と考えられる。

¹ 降順に記載。

² p.58-63「(参考) 各項目における法令等上の義務の有無とその内容」を参照。

2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 各グループの特徴

■ 取組項目25問に対する回答傾向をもとに事業者のクラスタリング¹を行い、4つの集団に分類した。

最も実施率が低い群

1 多くの項目で実施率が低いグループ

- 137事業者
- 多くの項目で実施率が低い
- 特に「1_目標設定」「12_第三者チェック」「18_使用方法の可視化・明文化」「22_対策の記録」「24_事故対応明文化」「25_事業継続」については実施率が全体の半数にも満たない

最も実施率が高い群

2 すべての項目で実施率が高いグループ

- 548事業者
- どの項目においても極めて実施率が高い
- 他の3グループで共通して実施率が低い「12_第三者チェック」「18_使用方法の明文化・可視化」「22_対策の記録」についても8~9割以上が実施している

実施率が高い群

3 25番を除き多くの項目で実施率が高いグループ

- 177事業者
- 全体的に実施率が高いが「25_事業継続」の実施率が極めて低い
- グループ4と比較すると「18_使用方法の明文化・可視化」の実施率がやや高いことが特徴

4 18番を除き多くの項目で実施率が高いグループ

- 171事業者
- 全体的に実施率が高いが「18_使用方法の明文化・可視化」の実施率が極めて低い
- グループ3と比較すると「25_事業継続」の実施率がかなり高いことが特徴

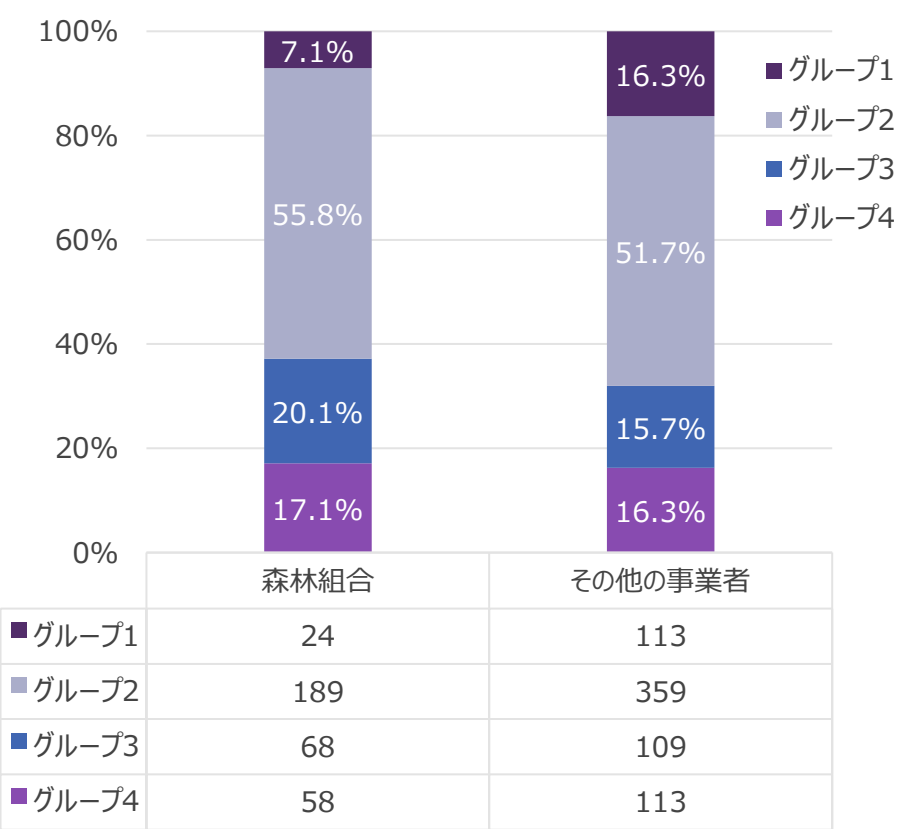
¹ 各設問につき「○:実施」「△:今後、実施予定」「×:実施していない」「-:該当しない」のそれぞれを選択したか否かによってバイナリ変数に置換し、k平均法にて4集団に分類した。

2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準

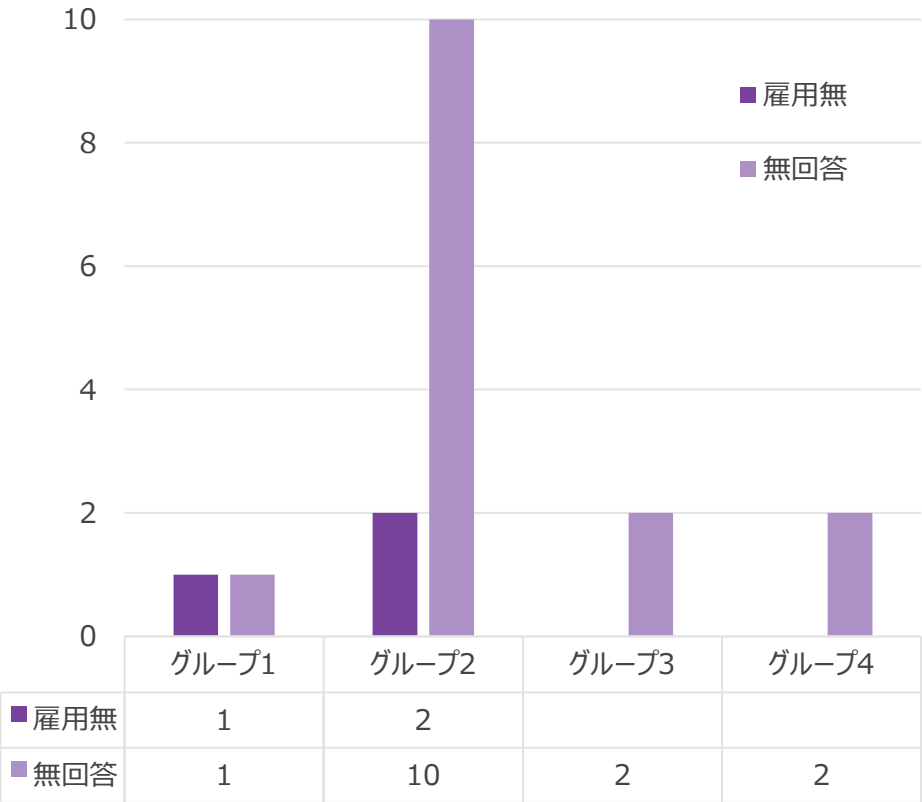
(参考) 各グループにおける事業者の属性情報

■ グループ1に属する森林組合は、少ない傾向にあった。

森林組合とその他の事業者におけるグループ別割合



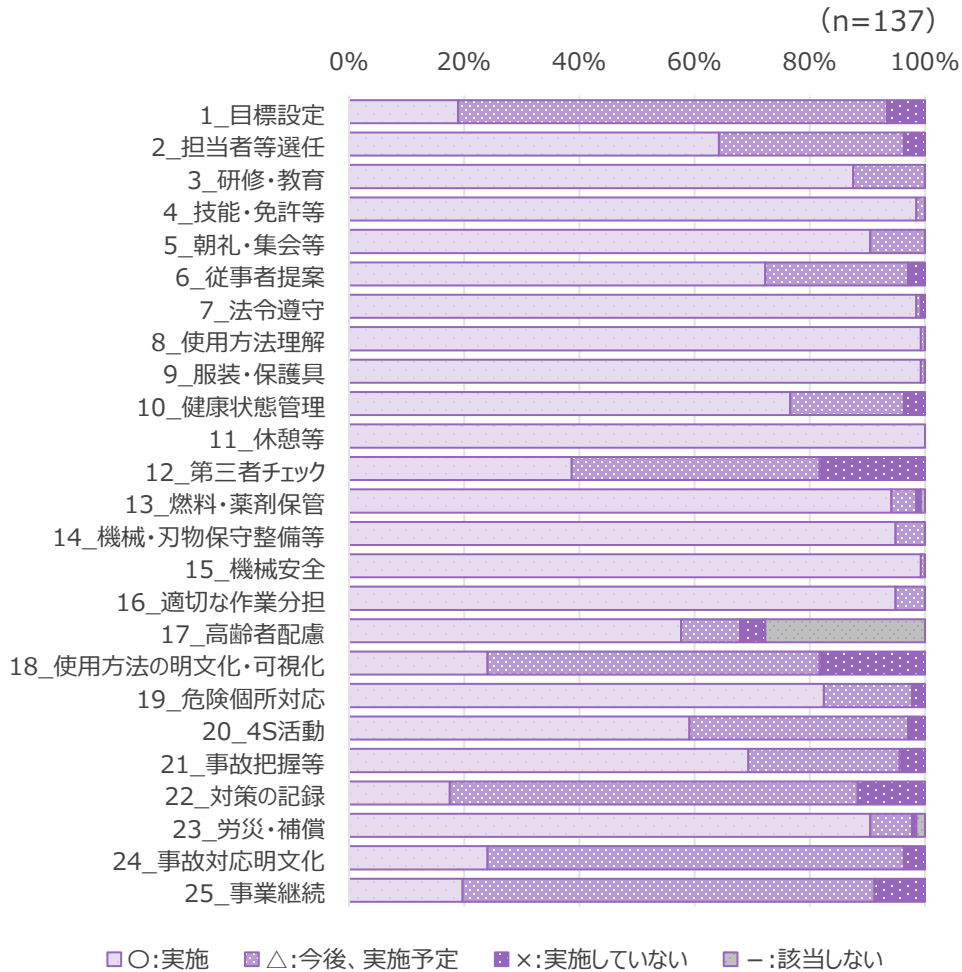
各グループにおける雇用無の事業者数



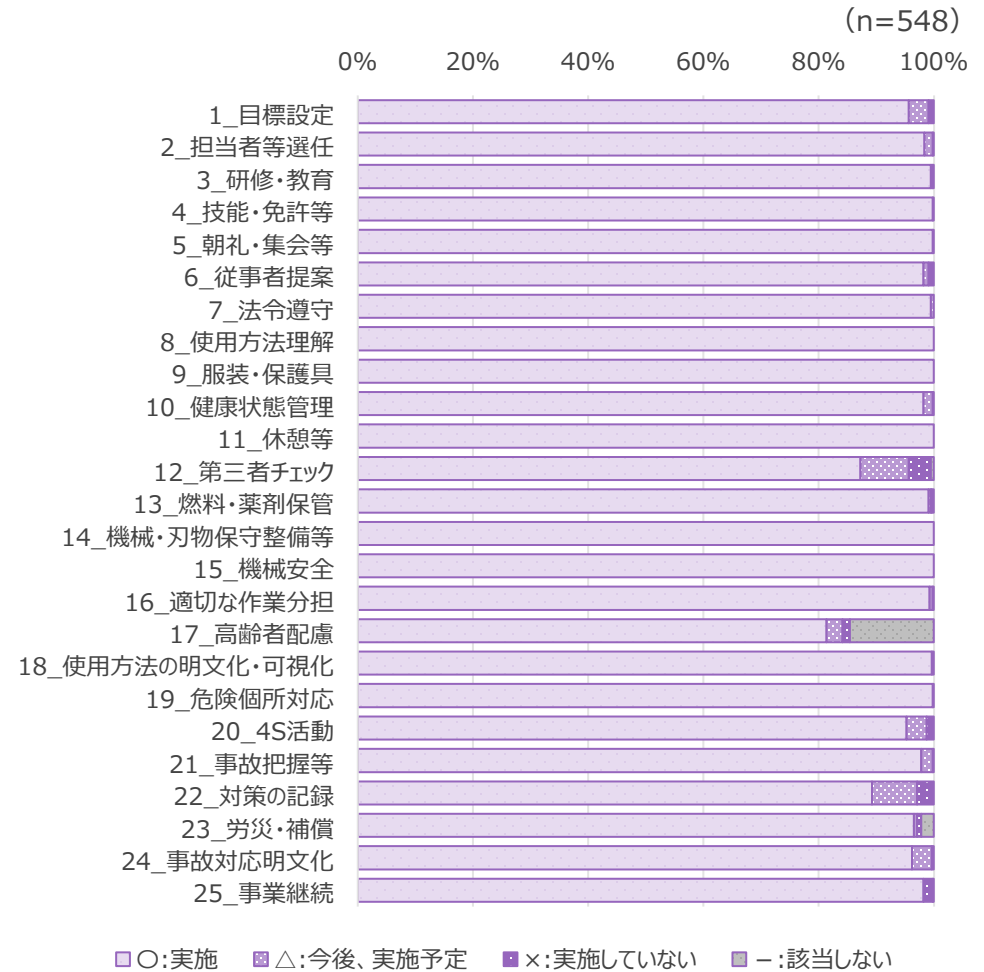
2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 各グループの設問別回答状況（1/2）

■ 各グループの回答状況は以下の通り。

1 多くの項目で実施率が低いグループ



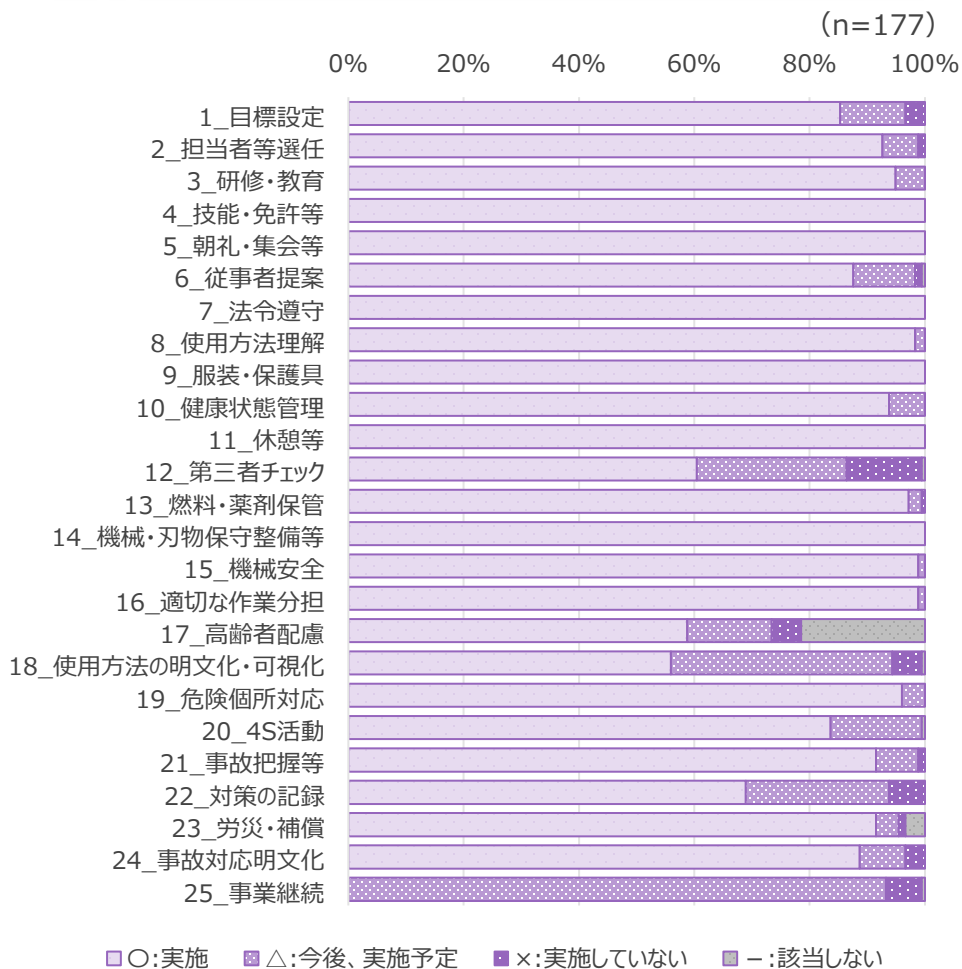
2 すべての項目で実施率が高いグループ



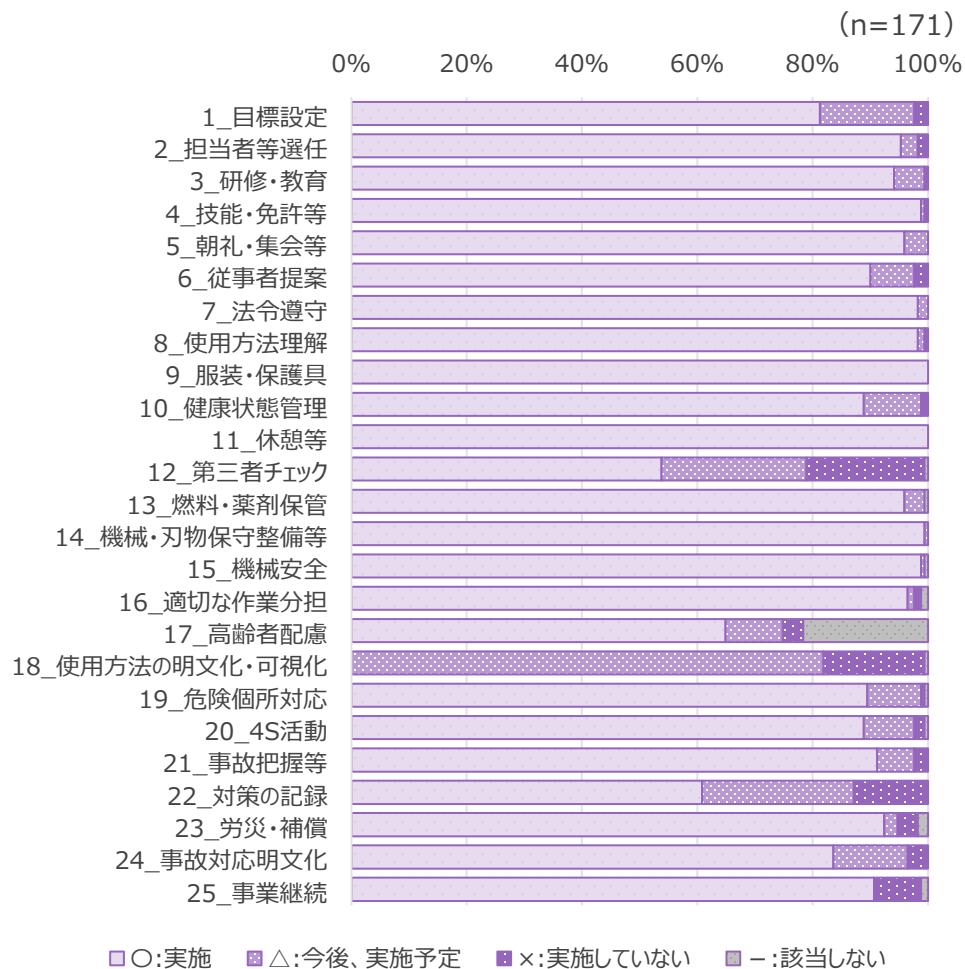
2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 各グループの設問別回答状況（2/2）

■ 各グループの回答状況は以下の通り。

3 25番を除き多くの項目で実施率が高いグループ



4 18番を除き多くの項目で実施率が高いグループ



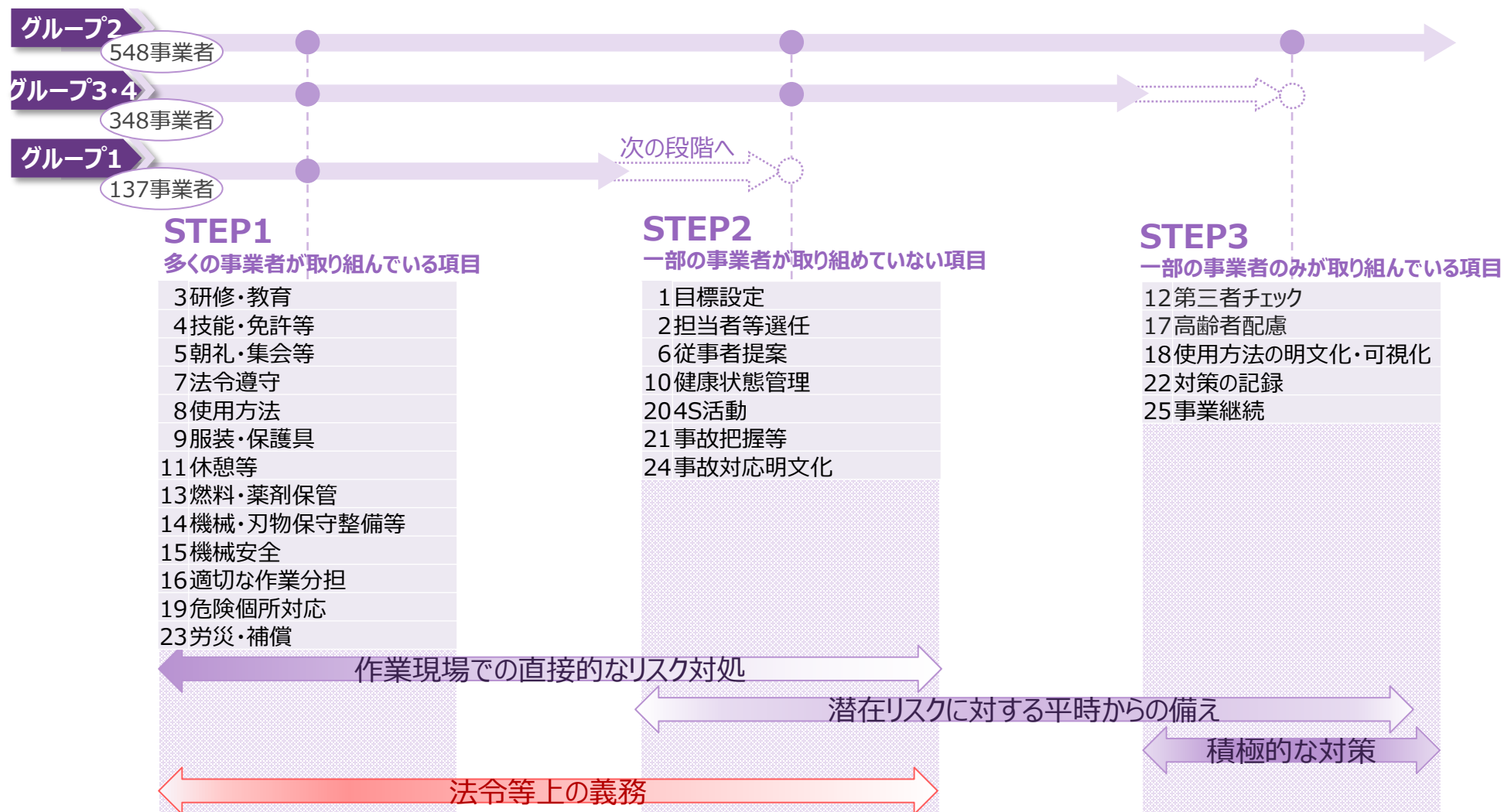
2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 各グループの取組実施率比較

- 各グループにおける項目ごとの実施率を比較し、実施率8割を目安に特定のグループのみ実施している項目を探った。

取組項目	実施率			全グループが 実施している項目	グループ1以外が 実施している項目	グループ2のみが 実施している項目
	グループ1	グループ3・4平均	グループ2			
1 目標設定	19.0%	83.3%	95.6%		○	
2 担当者等選任	64.2%	94.0%	98.5%		○	
3 研修・教育	87.6%	94.6%	99.5%	○		
4 技能・免許等	98.5%	99.4%	99.8%	○		
5 朝礼・集会等	90.5%	98.0%	99.8%	○		
6 従事者提案	72.3%	89.1%	98.2%		○	
7 法令遵守	98.5%	99.1%	99.5%	○		
8 使用方法理解	99.3%	98.3%	100.0%	○		
9 服装・保護具	99.3%	100.0%	100.0%	○		
10 健康状態管理	76.6%	91.4%	98.2%		○	
11 休憩等	100.0%	100.0%	100.0%	○		
12 第三者チェック	38.7%	57.5%	87.7%			○
13 燃料・薬剤保管	94.9%	96.9%	99.5%	○		
14 機械・刃物保守整備等	94.9%	99.7%	100.0%	○		
15 機械安全	99.3%	99.2%	100.0%	○		
16 適切な作業分担	94.9%	98.3%	99.3%	○		
17 高齢者配慮	79.8%	78.8%	95.3%			○
18 使用方法の明文化・可視化	24.1%	28.2%	99.6%			○
19 危険個所対応	82.5%	93.0%	99.8%	○		
20 4S活動	59.1%	86.8%	95.3%		○	
21 事故把握等	69.3%	91.4%	97.8%		○	
22 対策の記録	17.5%	64.9%	89.2%			○
23 労災・補償	91.9%	94.4%	98.7%	○		
24 事故対応明文化	24.1%	86.2%	96.2%		○	
25 事業継続	19.7%	45.9%	98.4%			○

2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 段階別の取組水準

■ 各グループの項目別の実施率の違いから、取組水準を段階的に整理²した。



2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 グループ1の課題

- グループ1が実施できていない取組のうち、他グループの実施状況と比較して著しく実施率の低い項目は「1_目標設定」「2_担当者選任」「21_事故把握等」「24_事故対応明文化」であり、法令等上の義務も含む項目である。

グループ1における実施率が低い項目

取組項目	作業安全規範
1目標設定	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
2担当者等選任	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
21事故把握等	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事 故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分 析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予 知能力を高める。
24事故対応明文化	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、 その後の調査、労基署への届出、再発防止策の 策定等）の手順を明文化する。

いずれも、現場における直接的な安全対策ではなく、
平時からの備えという位置づけであるため、
相対的に優先順位が下げられている可能性がある。

取組実施に至らない背景として考えられること

- ・ ヒアリングで得た意見も踏まえると、小規模事業体を中心に安全対策を担当する人員不足という課題が背景にある可能性がある。
- ・ また、少人数であるため、日ごろから口頭共有を中心としており、取り組むメリットを感じにくいという可能性も考えられる。

※「1.1.2. 事業者別の取組実態」「1.2. 一人親方における作業安全規範の現場での実践・課題の検証」を参照

人員不足

- ・ 人員不足のため、特定の従事者が様々な業務を担当しているが、安全対策の専任ではない。
- ・ 事務的負荷は最低限にとどめたい。事故発生時の対応は心得ているが、明文化まで対応することが難しい。

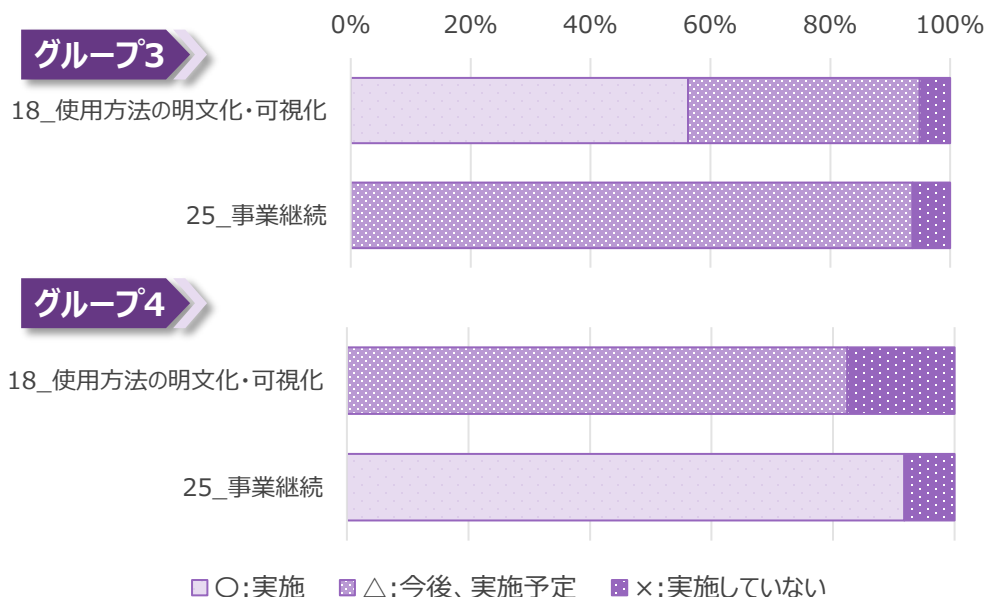
家族経営的な運用実態

- ・ 少人数の経営体で、日ごろからコミュニケーションを取っているため、改めて手順の明文化やマネジメントによる方針の表明を行うことに必要性を感じていない。

2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 グループ3・グループ4比較

- グループ3とグループ4は使用方法の明文化・可視化、及び事業継続に対する取組状況が対照的である。
- 使用方法の明文化・可視化は事業継続のための重要な手段のひとつである。両グループの事業継続に対する認識の違いが回答傾向に表れた可能性がある。

両グループで回答傾向が対照的な項目



両グループの認識の違い

- ・ ヒアリングより、特に「25_事業継続」については具体的に何を取り組めば良いのか分かりづらいといった意見が多かったため、以下の可能性が考えられる。

※「1.1.1. 作業安全規範チェックシートの回答傾向」を参照

- ・ 使用方法の明文化・可視化に取り組みつづける。
- ・ 事業継続に向けては、業務のシェアだけではなく、BCP計画の共有など、より高い視座で対策を検討する必要があるため、更に取り組む余地があると認識している。

- ・ 既に出版されているテキストや講習等の機会を通じて業務のシェアができていたため、改めて自主的なマニュアル化に取り組む動機が弱いと考えている。
- ・ 他の従事者が代替できるよう普段から業務のシェアをしているため、事業継続対策ができています。

2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準 まとめ

- 取組水準ごと、あるいは各グループに対する支援として考えられることは以下の通り。

取組水準ごとの支援として考えられること

作業現場での直接的なリスク対処

- ほぼすべての事業者が実施しているため、より効果的な取り組み方など、基礎的なレベルを超えた事例やノウハウを展開する。
- マンネリ化/形骸化していないかのチェックとして、作業安全規範チェックシートの活用を推進する。

潜在リスクに対する平時からの備え

- 実際に労働災害の発生率が下がった事例なども交え、取組の重要性について経営者の理解を促す。
- 法令等上の義務となる取組項目で事業者の認知が低いと考えられるものについては、内容を分かりやすく解説するリーフレット等を駆使し、改めて発信する。

積極的な対策

- 補助事業等により安全診断の受診を支援する。
- 文字に起こす作業を伴う項目については、できるだけ業務負荷を抑えて取り組める事例等を展開する。

各グループに対する支援として考えられること

グループ1 多くの項目で実施率が低いグループ

- 作業安全規範の解説資料に加え、リーフレット等の資材を活用し、継続的に周知を行うことにより事業者の作業安全対策に対する理解を促す。

グループ3 25番を除き多くの項目で実施率が高いグループ

グループ4 18番を除き多くの項目で実施率が高いグループ

- 最も実施率の高いグループ2に属する事業者のような優良事例をもとに、具体的な取り組み方について情報を発信し、取組のレベルアップを図る。

2.3. 法令等上の義務に対する認識

法令等上の義務がある項目の実施状況

- 「7_法令遵守」において「○:実施」と回答した一方で、法定上の義務で構成される作業安全規範項目ひとつひとつに対しては「△:今後実施予定」或いは「×:実施していない」と回答する場合があった。
- これは、チェックシートの回答から単純集計したものであるため、一概には言えない²が、一部の事業者では法令等上の義務に対する認識齟齬がある可能性もある。

取組項目	実施率 ³	作業安全規範	「7_法令遵守」を「○:実施」と回答した事業者 ⁴ のうち	
			△:今後、実施予定と回答した数	×:実施していないと回答した数
9 服装・保護具	99.9%	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	1	0
15 機械安全	99.6%	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	4	0
4 技能・免許等	99.5%	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	3	1
7 法令遵守	99.2%	関係法令等を遵守する。	-	-
14 機械・刃物保守整備等	99.2%	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	7	0
13 燃料・薬剤保管	98.0%	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	17	3
19 危険個所対応	95.3%	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	42	5
2 担当者等選任	92.4%	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	65	10
24 事故対応明文化	83.3%	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	152	17

¹ p.58-63「（参考）各項目における法令等上の義務の有無とその内容」を参照。

² 例えば、「△:今後実施予定」と回答した事業者については、法令上の義務に対応しつつも、現状よりも高水準の取組実施を目標として、△と回答した可能性もある。

³ 降順に記載。関連法令の対象外である雇用無の3事業者及び、雇用有無について無回答の15事業者の回答も含む（p.38-39で示した実施率と同様）。

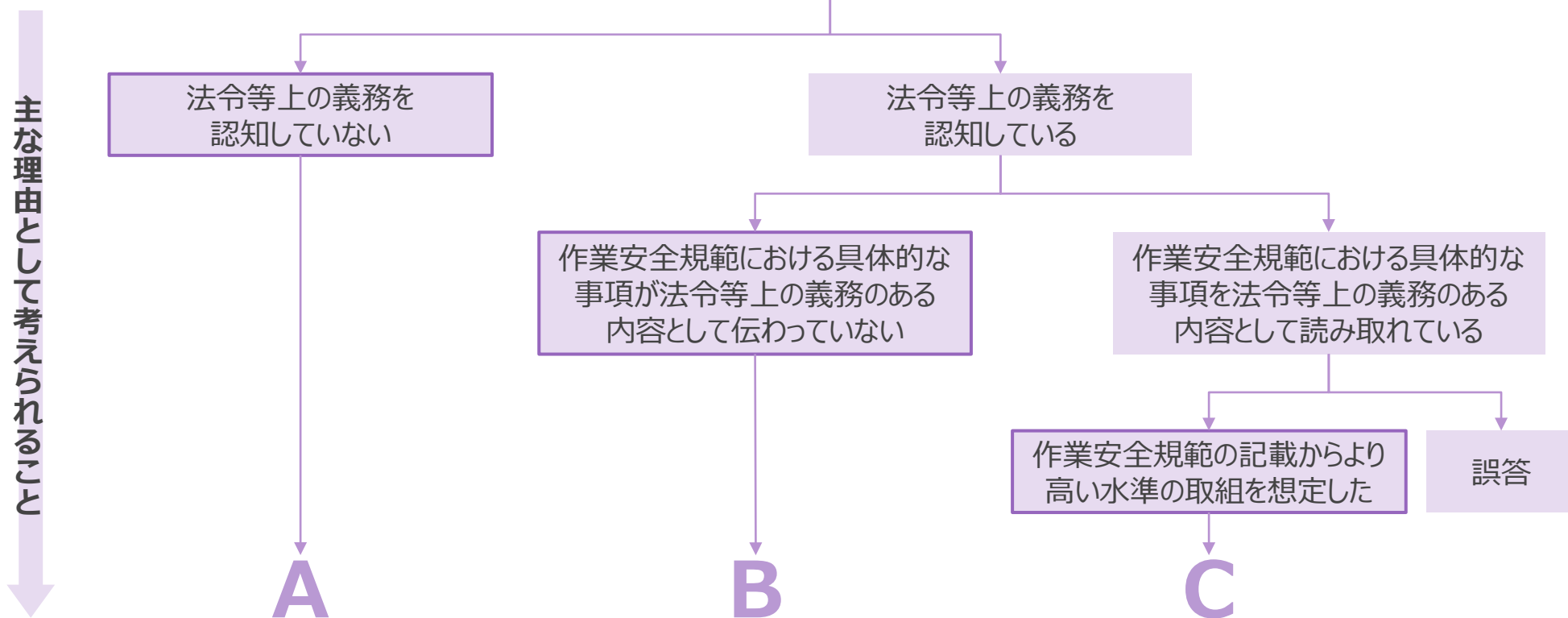
⁴ 雇用無の事業者及び雇用有無について無回答の事業者は除外した。

2.3. 法令等上の義務に対する認識

法令等上の義務に対する認識齟齬について想定される原因

- 法令等上の義務に対する認識がずれている主な原因として、A: 法令そのものに対する認識がずれている、B: 作業安全規範の記載から法定事項を指すことが伝わっていない、C: 作業安全規範の記載から義務的な取組よりも更に高水準な取組を想定した、の3パターンが考えられる。

法令遵守していると認識しているが、法令等上の義務がある項目について未実施と回答



必要な支援

- ➡ 規範に記載のある内容のうち、何が法令上の義務であって、どの水準までの取組が必要であるのかについて、解説資料やリーフレット等を通じて周知

2.3. 法令等上の義務に対する認識

法令等上の努力義務を含む、あるいは義務を一部含む項目の実施状況

- 法令等上の努力義務を含む、あるいは義務を一部含む項目¹について、未実施と回答した数は以下の通り。法令等に該当しない箇所について未実施と判断した回答である可能性がある。
- ただし、「×：実施していない」と回答する事業者については、法令等上の義務に対する認識齟齬が起きている可能性もある。

取組項目	実施率 ²	作業安全規範（法令等該当箇所は赤字）	「7_法令遵守」を「○：実施」と回答した事業者 ³ のうち	
			△：今後、実施予定と回答した数	×：実施していないと回答した数 ³
11 休憩等	100.0%	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	0	0
8 使用方法理解	99.3%	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	6	1
16 適切な作業分担 ⁴	98.4%	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	13	3
23 労災・補償	96.3%	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	24	13
3 研修・教育	96.2%	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	35	2
10 健康状態管理	93.0%	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	62	8
17 高齢者配慮 ⁴	88.1%	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	70	27
20 4S活動	87.6%	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	112	14
1 目標設定	81.3%	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	166	22

¹ p.58-63「（参考）各項目における法令等上の義務の有無とその内容」を参照。赤字部分が法令等上の義務に相当する。

² 降順に記載。関連法令の対象外である雇用無の3事業者及び、雇用有無について無回答の15事業者の回答も含む（p.38-39で示した実施率と同様）。

³ 雇用無の事業者及び雇用有無について無回答の事業者は除外した。

⁴ 「16_適切な作業分担」及び「17_高齢者配慮」は法令上努力義務とされている。

2.3. 法令等上の義務に対する認識

法令等上の義務がない項目の実施状況

- 法令等上の義務がない項目1のうち、「5_朝礼・集会等」や「21_事故把握等」、「6_従事者提案」については法令等上の義務でなくとも実施率が高く、広く習慣化されている。
- 一方、その他の実施率が低い項目については、法令等上の義務がないことが実施率が低位にとどまる要因の一つと考えられる。義務ではないものの、安全対策上必要な取組であるとの認識を広める必要がある。

取組項目	実施率	法令等上の義務	作業安全規範
5朝礼・集会等	98.0%	無	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
21事故把握等	91.9%	無	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。
6従事者提案	91.7%	無	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。
22対策の記録	71.5%	無	実施した作業安全対策の内容を記録する。
12第三者チェック	71.0%	無	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。
25事業継続	70.0%	無	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。
18使用方法の明文化・可視化	65.8%	無	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。

¹ p.58-63「（参考）各項目における法令等上の義務の有無とその内容」を参照。

2.3. 法令等上の義務に対する認識

(参考) 各項目における法令等上の義務の有無とその内容 (1/6)

■ 各取組項目について、法令等上の義務に該当する箇所は以下の赤字の通り。

取組項目	法令等上の義務	作業安全規範における該当箇所（赤字）と関連法令概要 ¹
1目標設定	一部有	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。【労働契約法第5条】
2担当者等選任	有	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。 - 一定の業種及び規模の事業場ごとに、安全に関する担当者を選任する義務がある。【労働安全衛生法第10条、第11条、第12条及び第12条の2】 - 労働災害を防止するための管理を必要とする作業では、免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせる義務がある。【労働安全衛生法第14条】
3研修・教育	一部有	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。 - 労働者を雇い入れたとき、労働者の作業内容を変更したときは、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う義務がある。【労働安全衛生法第59条】 - 危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行う義務がある。【労働安全衛生法第59条第3項】 - 危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努力する義務がある。【労働安全衛生法第60条の2】 - 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努力する義務がある。【労働安全衛生法第19条の2】 「就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育」の一つとして、刈払機取扱作業者に対して、その安全衛生に関しての必要な知識を付与するため安全衛生教育を実施するよう通知が定められている。【安全衛生教育等推進要綱、刈払機作業者に対する安全衛生教育について】
4技能・免許等	有	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。 クレーンの運転その他の業務においては、免許を受けた者、技能講習を修了した者、又は資格を有するものでなければ当該業務に就かせてはならない。【労働安全衛生法第61条】

¹「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」に基づき整理を行ったもの。

2.3. 法令等上の義務に対する認識

(参考) 各項目における法令等上の義務の有無とその内容 (2/6)

■ 各取組項目について、法令等上の義務に該当する箇所は以下の赤字の通り。

取組項目	法令等上の義務	作業安全規範における該当箇所（赤字）と関連法令概要
5朝礼・集会等	無	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
6従事者提案	無	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。
7法令遵守	有	関係法令等を遵守する。 主な関連法令…労働基準法、労働基準法施行規則、労働契約法、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、労働者災害補償保険法、消防法、毒物及び劇物取締法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン、チェーンソー取り扱い作業指針について 等
8使用方法理解	一部有	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。 (参考：3_研修・教育)
9服装・保護具	有	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。 - 造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させる義務がある。また、労働者は、保護帽を着用する義務がある。【労働安全衛生規則第484条】 - チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させる義務がある。また、労働者は下肢の切創防止用保護衣を着用しなければならない。【労働安全衛生規則第485条】
10健康状態管理	一部有	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。 - 常時使用する労働者数が50人以上の事業場では、医師のうちから産業医を選任する義務がある。【労働安全衛生法第13条】 - 常時使用する労働者を雇い入れるときや、常時使用する労働者に対し、1年に1回定期的に、医師による健康診断を行う義務がある。【労働安全衛生規則第43条、第44条】 - 強烈な騒音を発する屋内作業場における業務及び有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への雇入れの際、配置替えの際及びその後6ヵ月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う義務がある。【労働安全衛生規則第45条】

2.3. 法令等上の義務に対する認識

(参考) 各項目における法令等上の義務の有無とその内容 (3/6)

■ 各取組項目について、法令等上の義務に該当する箇所は以下の赤字の通り。

取組項目		法令等上の義務	作業安全規範における該当箇所（赤字）と関連法令概要
11	休憩等	一部有	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。 - 労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分、8時間を超える場合においては少くとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならない。【労働基準法第34条】 - また、労働者の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定に努めなければならない。【労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条】
12	第三者チェック	無	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。
13	燃料・薬剤保管	有	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で行ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではない。【消防法第10条第1項】
14	機械・刃物保守整備等	有	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。 - 車両系荷役運搬機械等や車両系木材伐出機械については作業前や定期的検査及び記録の義務がある。また、車両系木材伐出機械については、定期的検査に努めるとともに、使用前の点検義務がある。【労働安全衛生規則第151条の21～25、53～55、108～110】 - 繊維ロープを不整地運搬車の荷掛けに使用するときは、その日の使用を開始する前に、ロープを点検する義務がある。【労働安全衛生規則第151条の47】 - 走行集材機械、架線集材機械については、作業に使うスリング、積荷の固定に使うワイヤーロープの状態も点検が必要である。【労働安全衛生規則第151条の116、122】 - 車両系木材伐出機械の修理又はアタッチメントの装着若しくは取り外しの作業を行うときは、作業を指揮する者を定めて、作業手順の決定と作業の直接指揮をさせ、安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視させる義務がある。【労働安全衛生規則第151条の104】 - 検査又は点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じる義務がある。【労働安全衛生規則第151条の111】

2.3. 法令等上の義務に対する認識

(参考) 各項目における法令等上の義務の有無とその内容 (4/6)

■ 各取組項目について、法令等上の義務に該当する箇所は以下の赤字の通り。

取組項目		法令等上の義務	作業安全規範における該当箇所（赤字）と関連法令概要
15	機械安全	有	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。 - 機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じる義務がある。【労働安全衛生法第20 条】 - 検査証を受けていないつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン等の特定機械等は使用してはならない。【労働安全衛生法第40 号】 - 特定機械等以外のフォークリフトやチェーンソー等は、安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。【労働安全衛生法第42 条】
16	適切な作業分担	有 努力義務	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。 - 労働者の健康を配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するよう努める義務がある。【労働安全衛生法第65 条の3】 - 健康診断による医師の意見を勘案し、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等適切な措置を講じる義務がある。【労働安全衛生法第66 条の5】
17	高齢者配慮	有 努力義務	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。 中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置に努める義務がある。【労働安全衛生法第62 条】
18	使用方法の明文化・可視化	無	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。
19	危険個所対応	有	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。 伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わなければならない。①伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること、②かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと、③伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。【労働安全衛生規則第477 条】

2.3. 法令等上の義務に対する認識

(参考) 各項目における法令等上の義務の有無とその内容 (5/6)

■ 各取組項目について、法令等上の義務に該当する箇所は以下の赤字の通り。

取組項目	法令等上の義務	作業安全規範における該当箇所（赤字）と関連法令概要
19危険個所対応	有	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。 - 伐木の作業を行うときは、一定の合図を定め、作業に関係がある労働者に周知させなければならない。また、伐倒により他の労働者に危険を生ずるおそれがあるときは、合図を行わせ他の労働者が避難したことを確認させた後に伐倒させなければならない。【労働安全衛生規則第479 条】 - 造材の作業（伐木等機械による作業を除く。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。【労働安全衛生規則第480 条】 - 伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示した後、遅滞なく処理すればよい。 - 労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。 - かかり木作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。【労働安全衛生規則第478 条】 - 造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 - 伐木の作業を行う場合は、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。 - かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。【労働安全衛生規則第481 条】 - 車両系木材伐出等の機械を用いて作業を行うときは、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。また、作業計画の所定事項について関係労働者に周知させなければならない。【労働安全衛生規則第151 条の89】

2.3. 法令等上の義務に対する認識

（参考）各項目における法令等上の義務の有無とその内容（6/6）

■ 各取組項目について、法令等上の義務に該当する箇所は以下の赤字の通り。

取組項目	法令等上の義務	作業安全規範における該当箇所（赤字）と関連法令概要
204S活動	一部有	4 S（整理・整頓・ 清潔・清掃 ）活動を行う。 ・ 日常行う清掃のほか、大掃除を6か月以内に1回、定期的に、統一的に行う義務がある。【労働安全衛生規則第619条】
21事故把握等	無	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。
22対策の記録	無	実施した作業安全対策の内容を記録する。
23労災・補償	一部有	経営者や家族従事者を含めて、 労災保険やその他の補償措置を講じる 。 ・ 労働災害の発生時には、労働者の療養費の負担をする義務がある。また、療養のために働けない場合は休業補償を行う義務がある。また、障害が残る場合は、障害補償を行う義務がある。【労働基準法第75条・第76条・第77条】 ・ 労働者を1人でも使用する事業者は、当該労働者について労働者災害補償保険に加入する義務がある。【労働者災害補償保険法第3条第1項】
24事故対応明文化	有	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する 。 ・ 車両系木材伐出等の機械を用いて作業を行うときは、労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法を示した作業計画を定めて作業を行わなければならない。【労働安全衛生規則151条の89】 ・ 労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出する義務がある。【労働安全衛生規則第97条】
25事業継続	無	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

3. まとめ

3. まとめ

① 作業安全規範チェックシートの活用に向けた展開

- 作業安全規範に対する正しい理解をもとに回答してもらう必要があるが、事業者ごとの判断基準にぶれがあることが分かった。
- 作業安全規範チェックシートを研修資材として活用する可能性があるとの声も上がった。

作業安全規範に対する理解

- 以下の項目について、具体的な実践方法が分からないといった声が多く上がったり、解説資料と異なる解釈で回答したりするケースが見られた。

1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。
1-(4)-⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

➡ 「1.1.1. 作業安全規範チェックシートの回答傾向」参照

- 「7_法令遵守」において「○:実施」と回答した一方で、法定上の義務のある作業安全規範項目に対し「△:今後、実施予定」或いは「×:実施していない」と回答するケースがあった。作業安全規範における具体的な事項が法令等上の義務のある内容として伝わっていない可能性がある。

➡ 「2.3.法令等上の義務に対する認識」参照

作業安全規範チェックシートの活用可能性

- 事業者ヒアリングの結果、安全大会等における研修資材として、作業安全全般に対する意識付けとして活用するほうが、点検票として取組レベルの細やかな確認として活用するよりも、活用可能性が高いと考えられた。

1 安全大会用の研修資材としての活用

目的	• 定期的に、マネジメント層の観点を全従事者と共有する。
事業者からの現状評価	• 事業全体に対する安全対策項目が並んだフォーマットなので、認識の共有という点では活用可能性がある。

2 点検票としての活用

目的	• 事業所の取組水準を可視化する。 • 未実施であった項目について、今後実施できないか事業所内で検討する。
事業者からの現状評価	• 既にほとんどの項目が実施済みである。 • 各項目の記載内容が抽象的なため改善案が打ち出しにくい。

➡ 「1.1.3. 作業安全規範チェックシートの受容性」参照

- 一人親方からは、作業安全規範チェックシートの活用は難しいとの意見が中心であった。一方で、日々の朝礼で使用可能な作業日報やチェックシートであれば活用可能性があるとの声もあった。

➡ 「1.2. 一人親方における作業安全規範チェックシートの受容性」参照

3. まとめ

② 作業安全の取組水準を上げるための支援の方向性

- 林業事業者における作業安全の取組水準を引き上げるためには、法令等上の義務を含まない項目を中心に、改善を促す支援が必要であることが分かった。

取組水準の引き上げが必要な項目

- 全国における実施率が低い項目は、法令等上の義務を含まない項目が中心であった。

取組項目	実施率	法令等上の義務
11 休憩等	100.0%	一部有
9 服装・保護具	99.9%	有
15 機械安全	99.6%	有
4 技能・免許等	99.5%	有
8 使用方法理解	99.3%	一部有
5 法令遵守	99.2%	有
⋮		
22 対策の記録	71.5%	無
12 第三者チェック	71.0%	無
25 事業継続	70.0%	無
18 使用方法の明文化・可視化	65.8%	無

➡ 「2.1. 基礎集計」参照

- 以下の項目については、取組を実施できていない事業者が多いことが分かった。項目ごとに取組水準が異なることも踏まえ、対応を検討する必要がある。

STEP2

一部の事業者が取り組めていない項目

1 目標設定	20 4S活動
2 担当者等選任	21 事故把握等
6 従事者提案	24 事故対応明文化
10 健康状態管理	

STEP3

一部の事業者のみが取り組んでいる項目

12 第三者チェック
17 高齢者配慮
18 使用方法の明文化・可視化
22 対策の記録
25 事業継続

➡ 「2.2.2. 回答傾向に基づくクラスターごとの取組水準」参照

3. まとめ

対応方策の検討

- 作業安全規範チェックシートの活用拡大及び各事業者の作業安全に対する取組水準を上げるためには、現状を踏まえ、以下の点について、対応が必要であると考えられる。

1 作業安全規範チェックシートの活用に向けた展開

- 作業安全規範に対する正しい理解をもとに回答してもらう必要があるが、ヒアリング結果から、個別規範の解説資料を参照せずに回答するなど、事業者ごとの判断基準にぶれがあることが分かった。
- また、安全大会や会議等で活用したいとの声も上がった。



- チェックシートを回答する際は個別規範の解説資料を読むように呼び掛ける。
- 特に事業者から分かりにくいとの声が上がった項目や、判断にぶれがあった項目については、解説資料に加え、リーフレット等を活用し、具体的な取組方法を繰り返し周知し、事業者の理解を促す。

2 作業安全の取組水準を上げるための支援の方向性

今後は以下の項目を特に改善すべきであることが分かった。

STEP2

一部の事業者が取り組めていない項目

1 目標設定	204S活動
2 担当者等選任	21 事故把握等
6 従事者提案	24 事故対応明文化
10 健康状態管理	

STEP3

一部の事業者のみが取り組んでいる項目

12 第三者チェック
17 高齢者配慮
18 使用方法の明文化・可視化
22 対策の記録
25 事業継続



- 法令等上で義務付けられていない事項については、取り組むことの意義や重要性について、解説資料に加え、リーフレット等を活用し、継続的に周知を行うことにより事業者の理解を促す。